



第4編

除去土壌の保管に係る ガイドライン

平成25年5月 第2版

(平成30年3月 追補)

第 4 編

除去土壌の保管に係る ガイドライン

1. 基本的な考え方
2. 保管のために必要な安全対策と要件
3. 施設／管理要件を踏まえた保管方法の具体例
4. 災害時の対応
5. 仮置場等の原状回復

除去土壌の保管に係るガイドライン

目 次

1. 基本的な考え方	4-3
(1) 概要	4-3
(2) 施設設計	4-4
(3) 安全管理	4-4
2. 保管のために必要な安全対策と要件.....	4-8
(1) 施設要件	4-9
(2) 管理要件	4-17
3. 施設／管理要件を踏まえた保管方法の具体例.....	4-22
現場保管－①：地上保管.....	4-23
現場保管－②：地下保管.....	4-25
現場保管－③：地上保管.....	4-27
現場保管－④：地下保管.....	4-28
仮置場－①：地上保管.....	4-31
仮置場－②：地上保管.....	4-35
仮置場－③：地下保管.....	4-39
仮置場－④：傾斜地への保管.....	4-43
4. 災害時の対応	4-47
(1) 連絡体制の強化.....	4-47
(2) 適切な初動対応の実施.....	4-47
(3) 安全の確保.....	4-48
5. 仮置場等の原状回復.....	4-49
(1) 与条件の確認・整理分類.....	4-50
(2) 工作物の撤去・現場発生材の処理.....	4-52
(3) 工作物撤去後の調査・測量・試験.....	4-53
(4) 復旧工事の施工.....	4-58
(5) 復旧後の空間線量率測定及び仕上がり確認.....	4-64
文末脚注	4-65

1. 基本的な考え方

(1) 概要

本ガイドラインは、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法（以下「放射性物質汚染対処特措法」）」第四十一条第一項において定められた、除去土壌の保管の基準に関する環境省令（注）を、事例等を用いて具体的に説明するものです。

福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質の除染作業によって除去された土壌（以下「除去土壌」）は、最終処分するまでの間、適切に保管しておく必要があります。

保管の形態としては、

- ① 除染した現場等で保管する形態（以下「現場保管」）
- ② 市町村又はコミュニティ単位で設置した仮置場で保管する形態
- ③ 中間貯蔵施設で保管する形態（大量の除去土壌等が発生すると見込まれる福島県にのみ設置）

の三形態が考えられます。

本ガイドラインでは、①の現場保管及び②の仮置場における保管を対象に、除去土壌の量や放射能濃度に応じ、安全に保管を行うために必要な施設要件や管理要件を整理します。この上で、これら要件に適合すると考えられる具体的な施設の仕様と、保管期間終了後まで含めた安全管理の内容や方法について例示します。除染廃棄物を一緒に保管する際は、「廃棄物関係ガイドライン（平成25年3月第2版）」も参照してください。

放射性物質による人の健康や生活環境への影響を防ぐためには、以下の二つの安全対策が求められます。

- 除去土壌の放射能の濃度や量に応じて安全が確保できる保管施設（以下「施設」）を作ること（施設設計）。
- 除去土壌の搬入中や搬入後に適切な安全管理を行うこと。また、何らかの不具合があった場合は対策を行うこと（安全管理）。

以下では、除去土壌を安全に保管するための二つの対策である施設設計と安全管理の考え方を示します。

（２）施設設計

安全が確保できる施設を作るためには、設計した個別の施設について安全評価^{*1}を行う方法と、代表的と考えられる仮想施設に対する安全評価を行い、施設の要件をあらかじめ定めた上で、個別の施設はそれらの要件を満たすことを求める方法の二通りがあります。多数の仮置場を迅速に設計・設置することが求められる現状を踏まえると、基本的には後者の方法が合理的と考えられますが、前者の方法をとることもできます。

（３）安全管理

除去土壌の搬入開始から、保管期間が終了して除去土壌が撤去されるまでの間、管理要件に沿った安全管理を行うことによって、放射線や放射性物質が人の健康や生活環境に影響を及ぼさないことを監視します。そして、何らかの問題が確認された場合は施設の補修を行うなどの措置をとり、速やかに安全を確保します。

また、現場保管や仮置場において一時的に保管した後は、撤去した施設の跡地に汚染が残っていないことを確認することも重要な安全管理の一つです。

以下では、安全に保管を行うための施設に求められる仕様（以下「施設要件」）や安全管理に求められる内容（以下「管理要件」）を明確にします。

(注) 放射性物質汚染対処特措法施行規則（除去土壌保管基準該当部分）

第五十八条 法第四十一条第一項の環境省令で定める保管の基準は、次のとおりとする。

- 一 除去土壌の一時的な保管（以下この条において単に「保管」という。）に当たっては、第十五条（第一号、第六号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までを除く。）の規定の例によること。

（以下該当部分の引用）

第十五条

（第一号を除く）

- 二 保管の場所から指定廃棄物が飛散し、及び流出しないように、次に掲げる措置を講ずること。

イ 容器に収納し、又はこん包する等必要な措置を講ずること。

- ロ 屋外において指定廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた指定廃棄物の高さが、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める高さを超えないようにすること。

(1) 保管の場所の囲いに保管する指定廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下「直接負荷部分」という。）がない場合 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾(こう)配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ

(2) 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次の(イ)及び(ロ)に掲げる部分に応じ、当該(イ)及び(ロ)に定める高さ

(イ) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあっては、その下端）（以下「基準線」という。）から当該保管の場所の側に水平距離二メートル以内の部分 当該二メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の(ⅰ)に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(ⅰ)又は(ⅱ)に規定する高さのうちいずれか低いもの）

(ⅰ) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最

も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

(ii) (1)に規定する高さ

(v) 基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルを超える部分 当該二メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の(i)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(i)又は(ii)に規定する高さのうちいずれか低いもの)

(i) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルの線を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

(ii) (1)に規定する高さ

三 指定廃棄物の保管に伴い生ずる汚水による公共用水域及び地下水の汚染を防止するため、保管の場所の底面を遮水シートで覆う等必要な措置を講ずること。

四 指定廃棄物に雨水又は地下水が浸入しないように、指定廃棄物の表面を遮水シートで覆う等必要な措置を講ずること。

五 保管の場所から悪臭が発散しないように、必要な措置を講ずること。

(第六号を除く)

七 保管の場所には、指定廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(第八号、第九号を除く)

十 放射線障害防止のため、境界にさく又は標識を設ける等の方法によって保管の場所の周囲に人がみだりに立ち入らないようにし、又は指定廃棄物の表面を土壌で覆う等により放射線を遮蔽する等必要な措置を講ずること。

(引用終わり)

二 保管は、周囲に囲い(保管する除去土壌の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられている場所で行うこと。ただし、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた除去土壌を当該土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する場合は、この限りでない。

三 保管は、見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられている場所で行うこと。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

イ 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。

ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。

(1) 除去土壌の保管の場所である旨

(2) 緊急時における連絡先

(3) 屋外において除去土壌を容器を用いずに保管する場合にあっては、第一号の規定によりその例によることとされる第十五条第二号ロに規定する高さのうち最高のもの

四 除去土壌の保管に伴い生ずる汚水による保管の場所の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。ただし、第二号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

イ 保管開始前に事故由来放射性物質について第二十四条第一項第三号イの環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

ロ 保管開始後、事故由来放射性物質について第二十四条第一項第三号イの環境大臣が定める方法により定期的に測定し、かつ、記録すること。

五 保管場所等境界において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により定期的に測定し、かつ、記録すること。ただし、第二号ただし書に規定する場合は、除去土壌の保管の開始前に、及び、開始後遅滞なく、放射線の量を測定し、かつ、記録すること。

六 次に掲げる事項の記録を作成し、当該保管の場所の廃止までの間、保存すること。ただし、第二号ただし書に規定する場合は、前号ただし書の規定による測定の記録を作成し、除去土壌の保管が終了するまでの間、保存すること。

イ 保管した除去土壌の量

ロ 保管した除去土壌ごとの保管を開始した年月日及び終了した年月日並びに受入先の場所及び保管後の持出先の場所の名称及び所在地

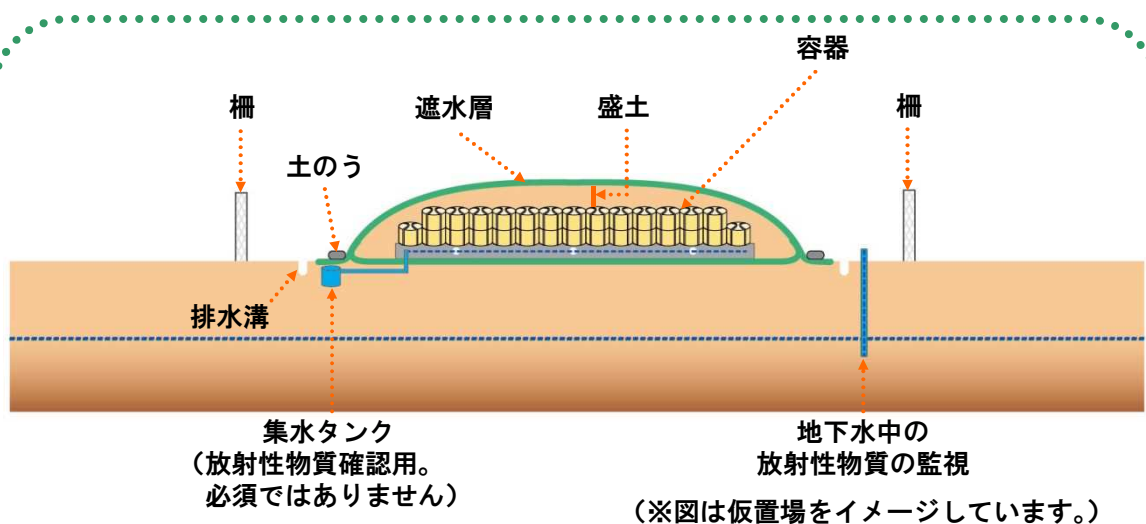
ハ 引渡しを受けた除去土壌に係る当該除去土壌を引き渡した担当者及び当該除去土壌の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあっては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

ニ 当該保管の場所の維持管理に当たって行った測定、点検、検査その他の措置（第四号の規定による水質検査及び前号の規定による測定を含む。）

2. 保管のために必要な安全対策と要件

除去土壌を保管するときは、その放射能濃度、量または保管の方法に応じて適切な安全対策を取り、人の受ける線量を低減します。

関連規制の考え方^{*3}も踏まえ、ここでは除去土壌を保管する場合に共通的に適用すべきと考えられる安全対策に基づいた施設要件と管理要件を整理しました^{*4}（図4-1、図4-3参照）。なお、作業者の安全確保に必要な措置については、厚生労働省の「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」及び「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」^{*5}を参照してください。



 現場保管・仮置場での安全対策の基本イメージ

- ① 放射性物質の飛散・流出・地下浸透の防止
●●●●▶ (遮水層、容器など)
- ② 遮へいによる放射線の遮断
●●●●▶ (盛土、土のうなど)
- ③ 接近を防止する柵等の設置
●●●●▶ (柵など)
- ④ 空間線量率と、地下水の継続的なモニタリング
●●●●▶ (放射性物質の監視機能)
- ⑤ 異常が発見された際の速やかな対応

※③、④については仮置場にのみ適用される基準です。

図 4-1 現場保管・仮置場での安全対策の基本イメージ

(1) 施設要件

年間の線量が1ミリシーベルトから20ミリシーベルトの除染実施区域から発生する除去土壌に含まれる放射性物質のほとんどはCs-134及びCs-137（以下「放射性セシウム」）と考えられますので、施設を設計する際には、特に以下に掲げる放射性セシウムの特性を踏まえる必要があります。

- ・ガンマ線を発生するため、濃度に応じて適切な放射線遮へい又は居住地域からの離隔距離の確保が必要です。
- ・一般的には、土壌への吸着性が高いため、表土付近に滞留し、数年程度では地下水による移動はほとんど考えられません。
- ・放射性セシウムが吸着した除去土壌そのものは、風雨等によって移動する可能性があります。

① 遮へいと離隔

除去土壌からはガンマ線が発生するため^{*6}、施設を土壌で覆うこと（以下「覆土」）等によって遮へいを行うことや、柵又は標識を設けるなどの措置によって、保管の場所の周囲に人がみだりに立ち入らないようにし、離隔を適切に行うことにより、これらの放射線による公衆の追加被ばく線量を抑えるための措置が必要です。また、状況に応じて施設を人の住居等から離隔することが必要です。

除去土壌の搬入終了後に、施設の敷地境界の外での放射線量が周辺環境と概ね同程度となり、除去土壌の搬入中においても除去土壌からの放射線による公衆の追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となるように施設を設計します。

具体的には、必要な離隔距離を踏まえて施設の周囲に敷地境界を設定し、除去土壌の搬入中や搬入後に、必要に応じて、逐次覆土や盛土、土のう、土を詰めたフレキシブルコンテナ等の遮へい材を設置することにより、遮へいを行います。特に比較的規模の大きい施設の場合は、施設からの放射線をできるだけ抑えるために、除去土壌の搬入中においても施設の側面や上面に速やかに遮へい材を設置していくことが必要です。遮へい材として土のう等を用いる際は、除去土壌が入っている袋等と区別がつくようにしておきます。なお、放射能濃度の異なる除去土壌を同じ施設に保管する場合は、放射能濃度の高い除去土壌を施設の中央や底部に置いて、それらを囲む、または覆うように放射能濃度の低い除去土壌を配置することによって、

放射線量を低減することができます。

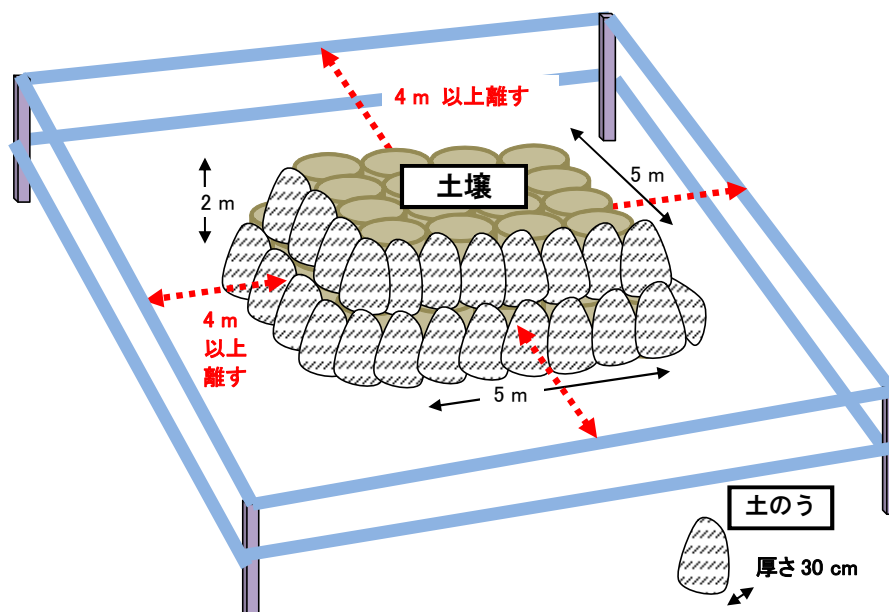
除去土壌の放射能濃度や量、ならびに保管の方法や施設の形状に応じた、必要な
 離隔距離の目安を、表4-1及び表4-2で示します。

**表4-1 除去土壌の放射能濃度や施設の形状等に応じた遮へい措置と敷地境界の位置との
 関係（追加被ばく線量：年間1ミリシーベルト以下）【地上方式】^{*7, *8}（1／2）**

保管形態			遮へい	平均放射能濃度 [Cs:Bq/kg]				容量
				～0.3万	0.3万～0.8万	0.8万～3万	3万～10万	
				除去土壌が発生した地域の空間線量率の目安*8				
縦	横	高さ		約0.5 μSv/h以下	約0.5～1 μSv/h	約1～3 μSv/h	約3 μSv/h超	
2 m ×	2 m ×	1 m	遮へいなし	1 m	2 m	4 m	8 m	4 m ³
			側面を逐次遮へい	1 m	1 m	4 m	4 m	
			30cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	1 m	2 m	
			40cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	1 m	
			50cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	0 m	
5 m ×	5 m ×	2 m	遮へいなし	4 m	6 m	10 m	20 m	50 m ³
			側面を逐次遮へい	1 m	2 m	4 m	8 m	
			30cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	1 m	4 m	
			40cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	1 m	
			50cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	0 m	
10 m ×	10 m ×	1 m	側面を逐次遮へい	1 m	4 m	6 m	10 m	100 m ³
			30cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	1 m	4 m	
			40cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	1 m	
			50cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	0 m	
20 m ×	20 m ×	2 m	側面を逐次遮へい	1 m	4 m	8 m	20 m	800 m ³
			側面を逐次遮へいし、かつ覆土されていない面積が10m×10mを超えない場合	1 m	4 m	6 m	10 m	
			30cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	1 m	6 m	
			40cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	1 m	
			50cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	0 m	
20 m ×	20 m ×	4 m	30cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	2 m	10 m	1,600 m ³
			40cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	4 m	
			50cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	0 m	
50 m ×	50 m ×	2 m	側面を逐次遮へい	2 m	4 m	20 m	－	5,000 m ³
			側面を逐次遮へいし、かつ覆土されていない面積が20m×20mを超えない場合	1 m	4 m	8 m	20 m	
			側面を逐次遮へいし、かつ覆土されていない面積が10m×10mを超えない場合	1 m	4 m	6 m	10 m	
			30cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	1 m	6 m	
			40cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	1 m	
			50cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	0 m	
50 m ×	50 m ×	4 m	30cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	2 m	20 m	10,000 m ³
			40cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	4 m	
			50cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	0 m	
100 m ×	100 m ×	2 m	側面を逐次遮へい	2 m	6 m	－	－	20,000 m ³
			側面を逐次遮へいし、かつ覆土されていない面積が20m×20mを超えない場合	1 m	4 m	8 m	20 m	
			側面を逐次遮へいし、かつ覆土されていない面積が10m×10mを超えない場合	1 m	4 m	6 m	10 m	
			30cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	2 m	8 m	
			40cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	1 m	
			50cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	0 m	

表 4-1 除去土壌の放射能濃度や施設の形状等に応じた遮へい措置と敷地境界の位置との関係（追加被ばく線量：年間 1 ミリシーベルト以下）【地上方式】*7,*8（2／2）

保管形態			遮へい	平均放射能濃度 [Cs:Bq/kg]				容量
				～0.3万	0.3万～0.8万	0.8万～3万	3万～10万	
縦 横 高さ				除去土壌が発生した地域の空間線量率の目安*8				
				約0.5 μ Sv/h以下	約0.5～1 μ Sv/h	約1～3 μ Sv/h	約3 μ Sv/h超	
100 m × 100 m × 4 m	30cm厚の覆土完了後			0 m	0 m	2 m	20 m	40,000 m ³
	40cm厚の覆土完了後			0 m	0 m	0 m	4 m	
	50cm厚の覆土完了後			0 m	0 m	0 m	0 m	
200 m × 200 m × 2 m	側面を逐次遮へい			2 m	10 m	—	—	80,000 m ³
	側面を逐次遮へいし、かつ覆土されていない面積が20m×20mを超えない場合			1 m	4 m	8 m	20 m	
	側面を逐次遮へいし、かつ覆土されていない面積が10m×10mを超えない場合			1 m	4 m	6 m	10 m	
	30cm厚の覆土完了後			0 m	0 m	2 m	10 m	
	40cm厚の覆土完了後			0 m	0 m	0 m	1 m	
	50cm厚の覆土完了後			0 m	0 m	0 m	0 m	



2 万 Bq/kg の除去土壌（縦、横、高さが 5m×5m×2m）に対して側面を土のう（30 cm）で遮へいした場合

図 4-2 土のうによる遮へい措置と敷地境界の位置の関係例

表 4-2 除去土壌の放射能濃度や施設の形状等に応じた遮へい措置と敷地境界の位置との関係（追加被ばく線量：年間 1 ミリシーベルト以下）【地下方式】*7,*8

保管形態			遮へい	平均放射能濃度 [Cs:Bq/kg]				容量
				～0.3万	0.3万～0.8万	0.8万～3万	3万～10万	
				除去土壌が発生した地域の空間線量率の目安*8				
縦	横	高さ		約0.5 μ Sv/h以下	約0.5～1 μ Sv/h	約1～3 μ Sv/h	約3 μ Sv/h超	
2 m ×	2 m ×	1 m	遮へいなし	1 m	1 m	4 m	4 m	4 m ³
			30cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	1 m	1 m	
			40cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	1 m	
			50cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	0 m	
10 m ×	10 m ×	1 m	遮へいなし	1 m	4 m	6 m	10 m	100 m ³
			30cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	1 m	1 m	
			40cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	1 m	
			50cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	0 m	
20 m ×	20 m ×	2 m	遮へいなし	1 m	4 m	8 m	20 m	800 m ³
			30cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	1 m	1 m	
			40cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	1 m	
			50cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	0 m	
50 m ×	50 m ×	10 m	遮へいなし	2 m	4 m	20 m	－	25,000 m ³
			覆土されていない面積が20m × 20mを超えない場合	1 m	4 m	8 m	20 m	
			覆土されていない面積が10m × 10mを超えない場合	1 m	4 m	6 m	10 m	
			30cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	1 m	1 m	
			40cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	1 m	
			50cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	0 m	
100 m ×	100 m ×	10 m	遮へいなし	2 m	6 m	－	－	100,000 m ³
			覆土されていない面積が20m × 20mを超えない場合	1 m	4 m	8 m	20 m	
			覆土されていない面積が10m × 10mを超えない場合	1 m	4 m	6 m	10 m	
			30cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	1 m	2 m	
			40cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	1 m	
			50cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	0 m	
200 m ×	200 m ×	10 m	遮へいなし	2 m	10 m	－	－	400,000 m ³
			覆土されていない面積が20m × 20mを超えない場合	1 m	4 m	8 m	20 m	
			覆土されていない面積が10m × 10mを超えない場合	1 m	4 m	6 m	10 m	
			30cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	1 m	2 m	
			40cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	1 m	
			50cm厚の覆土完了後	0 m	0 m	0 m	0 m	

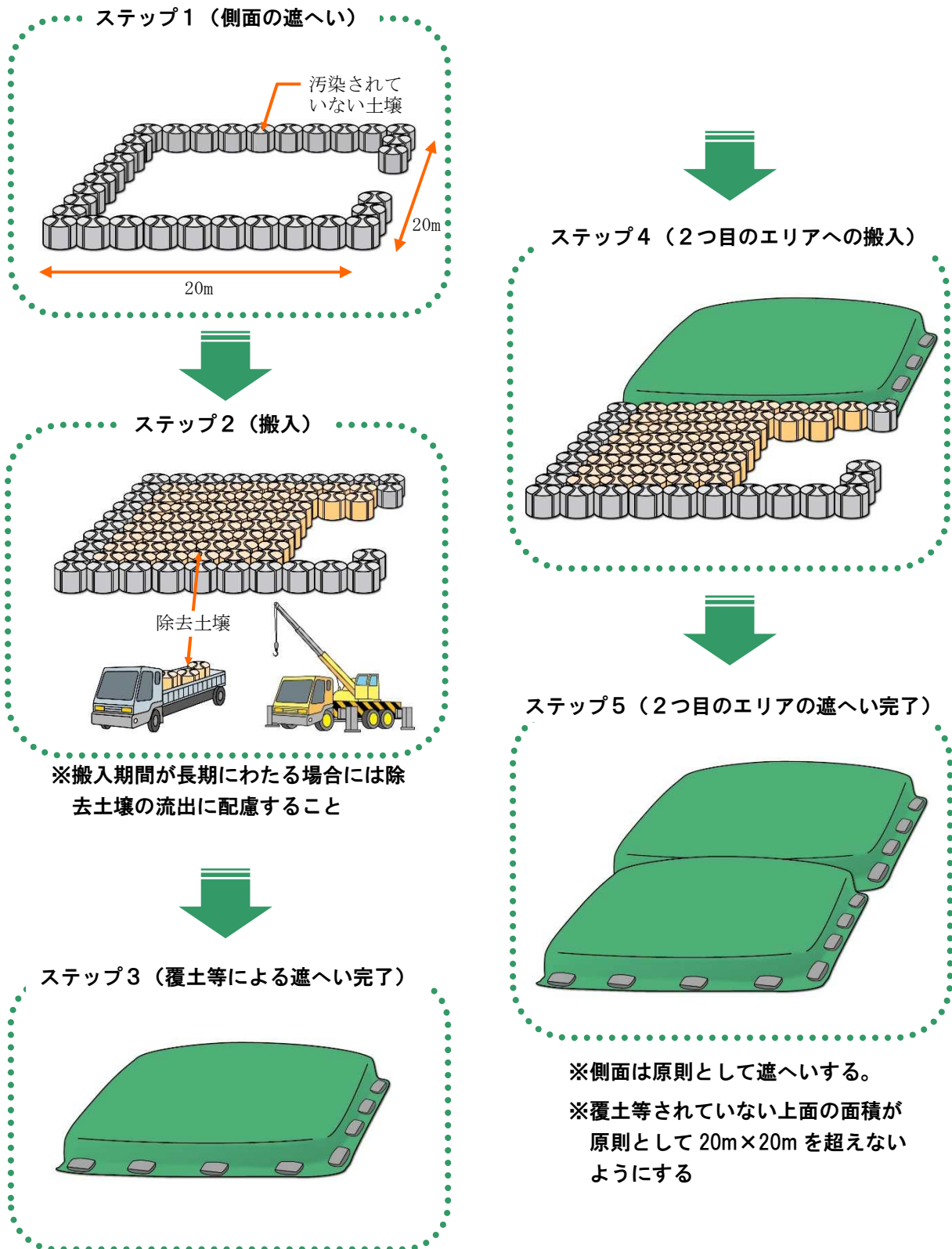


図4-3 大規模な仮置場（側面遮へい）の搬入イメージ

② 除去土壌の飛散防止

施設内に除去土壌を搬入する際に放射性物質が飛散しないように、除去土壌はあらかじめ口を閉じることができる袋や蓋をすることができるドラム缶等の容器に入れておくか、あるいは防塵用のシートで囲いをしてから搬入する必要があります。この際、耐久性の高い容器^{*9}に入れておくと、保管期間が終わった後に施設から除去土壌を取り出す際の飛散を防止することもできます。

また、除去土壌の搬入後については、覆いまたは覆土によって除去土壌の飛散を防止する必要があります。

③ 雨水等の浸入の防止

降雨により除去土壌に水が浸入すると放射性物質が流出する可能性がありますので、除去土壌の搬入中や搬入後は、遮水シート等の防水シートで覆いをしてできるだけ雨がかからないようにします。覆いをする場合は台風や大雨でめくれないようにして、可能であれば中央部をやや高めにして雨水が溜まりにくいようにします。ただし、除去土壌が防水性を有する容器に入れられている場合や屋根付きの施設の場合は、特段の措置は不要です。

防水シートや防水性を有する容器を使用する際、覆土や保護マット等による特段の紫外線対策を行わない場合は、耐候性等^{*10}を考慮して、破損が確認された場合には、適宜取り替えや補修を行う必要があります。なお、防水シート等を保護する観点から、防水シート等の上に覆土等を施すことも効果的です。

さらに、除去土壌の底面に雨水が溜まらないように、遮水シート等を敷く場合は、除去土壌を遮水シート等よりも高い場所に定置し水がはけるようにするとともに、搬入中は排水設備を設けて適宜排水します。ただし、除去土壌が防水性を有する容器に入れられている場合や屋根付きの施設の場合は、特段の措置は不要です。

また、地下施設は、基本的には地下水位よりも高い場所に設置することにより、湧水等による除去土壌への地下水の浸入を防止することが必要です。

■大型土のう、フレキシブルコンテナへの収納について

- ・大型土のう、フレキシブルコンテナの種類は表 4-3 のとおりであり、収納する除去土壌の性質・重量や、保管期間等を考慮し、保管が一定の期間（複数年）にわたる場合や、水分を多く含む除去土壌を収納する場合については、耐候性を有する内袋付きクロス形フレキシブルコンテナや、ランニング形のフレキシブルコンテナ、内袋付きの耐候性大型土のう等の耐久性の高いものを用いることが効果的です。
- ・大型土のう、フレキシブルコンテナ等の容器へ水分を多く含む除去土壌を収納する場合や、雪等の大量の水分が除去土壌等に混ざっている場合は、積上げによる自重によって水が浸み出すおそれがあるため、積上げ保管はできるだけ避ける必要があります。
- ・大型土のう、フレキシブルコンテナ等の容器に収納した除去土壌等を積み上げて保管する場合は、崩落や破損防止の観点から、積み上げ高さを適切に設定する必要があります。

表 4-3 大型土のう、フレキシブルコンテナの種類

種類	写真	特徴
フレキシブルコンテナ（クロス形）※1		・使い切りでの使用を想定。 ・ランニング形と比較して耐候性、防水性に劣ります。 ・UV 加工等により耐候性を高めたものや、内袋付き、内側コーティング等によって防水性を高めたタイプもあります。
フレキシブルコンテナ（ランニング形）※1		・収納、取り出しを繰り返して使用することを想定。 ・耐候性、防水性にも優れています。
大型土のう	 ※2	・透水性を有します。 ・UV 加工等により耐候性を高めたものや、内袋付き等によって防水性を高めたタイプもあります。

※1：JIS Z 1651 による。

※2：写真は耐候性を有するもの。

④ 除去土壌及び放射性物質の流出防止

除去土壌及び放射性物質を含む汚水の流出による土壌や公共用水域及び地下水の汚染を防ぐための措置が必要です。一般的に放射性セシウムは土壌への吸着性が高いことが知られており、土壌中では移動しにくいと考えられますが、現場保管や仮置場において数年程度保管する場合には、必要に応じ、底面に遮水シート等の耐候性・防水性のあるシートを敷くこと等、遮水層を設けることにより、放射性セシウムの流出を防止します。遮水シートの厚さには 0.5mm、1.0mm、1.5mm 等の種類があります。遮水シート等の種類や厚さは、保管場所の条件や想定される保管期間等を考慮し、適切なものを選択します。遮水シート等を敷く場合は、除去土壌の搬入の際に破損しないように、必要に応じ、除去土壌と遮水シート等の間に土を盛るなどして保護層を設け、重機を使用する場合は適宜鉄板を敷くなどの養生をします。この際、保護層に放射性セシウムを吸着しやすい粘土やゼオライト等を混ぜると、放射性セシウムの移行をさらに抑えることができます。また、保管期間中防水機能が保持される容器に除去土壌が入れられている場合は、防水シートの敷設等の遮水層の設置は省略することができます。

なお、大量の雪等の水分が除染土壌に混ざることによって、汚水が発生し、流出するおそれがあるため、可能な限り除去土壌中の水分を少なくすることが必要です。

⑤ 放射性物質以外の成分による影響防止

草木が生えている土壌の削り取りにより発生する除去土壌には、草木の根等の有機物が含まれることが想定されますが、削り取りの前には草刈りを行うこととしており（「第2編 除染等の措置に係るガイドライン」参照）、除去土壌に混入する根や草等の量は少量であると考えられます。このため、基本的には、有機物の腐敗による可燃性の腐食ガスの発生、温度の上昇、悪臭の発生に対する特段の措置は不要と考えられます。ただし、密封性が高いためガスが抜けにくい構造の施設や、何らかの理由で多量の有機物の混入が避けられない場合には、悪臭の発生や火災防止のため、必要に応じてガス抜き等の措置を行います。

また、除去土壌の容器を積み上げる際、腐敗等による沈下や崩落等を避けるため、草木類の混入している可能性のある容器の設置には注意します。

ガス抜き等の措置については「廃棄物関係ガイドライン（平成 25 年 3 月第 2 版）」を参照してください。

⑥ 耐震等

遮へいや閉じ込め等の機能を期待する施設については、想定される地震に対して、機能を損なわない設計とするとともに、壊れた場合の対処法を定めておくことが求められます。特に、除去土壌の入った容器を屋外に積み上げて保管する場合には、側部の勾配がなだらかになるように積み上げておく必要があります。具体的には「1.（3）安全管理」の（注）に示した保管の基準のうち、放射性物質汚染対処特措法施行規則第十五条第二号ロの規定を参照してください。

⑦ その他必要な措置

放射性物質の適正な管理のため、除去土壌がその他のものと混合するおそれのないように、他のものと区分して保管することが必要です。

（2）管理要件

① 立入制限

放射線障害防止のため、除去土壌の仮置場への搬入中においても、除去土壌からの追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルトを超えない場所を敷地境界とします。

仮置場については、施設内にみだりに人が入らないように敷地境界には囲いを設けること及び除去土壌の保管の場所である旨と緊急時の連絡先を記入した掲示板を設置することが必要です。

自宅や学校等の敷地内で行われる現場保管については、囲いや掲示板の設置は義務づけていません。その上で、現場保管場所に不特定の者が出入りし、掘り返し等のおそれがある場合には、保管を行っている旨等を周知することが望まれます。

② 放射線量等の監視及び修復措置

除去土壌を搬入中や搬入後、安全に保管されていることを確認するために、敷地境界（①参照）の空間線量率のモニタリングを定期的 to 実施し、搬入中に除去土壌

による追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルトを超えないことや、搬入後に概ね周辺環境と同程度となることを確認し、その結果を記録します。また、竹等の植物による突き抜けや動物による施設の損壊が生じないよう、目視により外観上の異常を確認します。

除染現場で行われる現場保管については、除去土壌の搬入後の保管開始時にモニタリング及び記録を行うこととします。また、仮置場における保管については、週に一度以上^{*11} 測定することを基本とし、大雨や台風があった際は適宜測定を実施します。なお、空間線量率の測定に当たっては、シンチレーション式サーベイメータを用いることを基本とします。サーベイメータの取扱いや測定の方法については、「第 1 編 汚染状況重点調査地域内における環境の汚染状況の調査測定方法に係るガイドライン」を参照してください。

また、施設からの放射性物質の流出を監視するため、施設周辺の地下水のモニタリングを適切な頻度で実施し、その結果を記録します。なお、必要に応じて、施設底部からの浸出水のモニタリングを行うことも考えられます。

具体的な地下水のモニタリングの方法としては、施設の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる場所から地下水を採取するため、施設周辺に採水管を設け、除去土壌の搬入時から、月に一度以上の頻度で採取した地下水の水質検査（地下水中の放射性セシウム等の濃度を測定）を行います。

それに加えて、保管の基準ではありませんが、浸出水のモニタリングを行う場合には、施設底部の保護層の中に集水排水管を設けるなどして浸出水を集水し、月に一度以上の頻度でタンク等に水が溜まっているかどうかを確認し、溜まっている場合は浸出水を採取し、採取した浸出水中の放射性セシウムの濃度を測定します。測定方法については、「廃棄物関係ガイドライン（平成 25 年 3 月第 2 版）」を参照してください。

除去土壌の搬入開始後（保管開始後）の仮置場において測定した空間線量率や地下水等に含まれる放射性セシウムの濃度は、仮置場に除去土壌を搬入する前（保管開始前）の状態での空間線量率や放射能濃度（以下「バックグラウンド値」）の変動幅と比較します。変動の上限のめやすとしては、測定値が「バックグラウンド値の

平均値＋（3×標準偏差）」を基本とします*¹²。したがって、仮置場に除去土壌を運び込む前にバックグラウンド値を把握しておくことが重要です。特に、空間線量率については、測定場所によって変動することに加え、雨天時には自然由来の放射性物質からの放射線量が増えることも知られていますので、正確なバックグラウンド値を把握するために、雨天の日も含めて、多くの測定点においてデータを取得しておきます。

十分な数のバックグラウンド値を取得することが困難な場合は、取得されたバックグラウンド値の最小値と最大値の幅を変動幅とします。

確認の結果、測定値がバックグラウンド値の変動幅に入っていれば、除去土壌が安全に搬入され、保管されていることを意味します。変動幅を上回る測定値が観察された場合は、原因究明を行い、仮置場がその原因であると認められた場合には、遮へい材の追加、施設の補修、除去土壌の回収等の必要な措置を講じます。

なお、仮置場に比べて保管量が比較的少量である除染現場等で行われる保管においては、搬入後及び除去土壌が撤去された後の空間線量率を各一度測定・確認することとし、保管期間中における地下水等のモニタリングは不要です。

表 4-4 保管施設の監視項目

区分	監視項目	備考
敷地境界	空間線量率	
外観	目視点検	
周辺地下水	放射性セシウムの濃度	・地下水の採水は、濁りのない状態で実施。
浸出水	放射性セシウムの濃度	・必要に応じて実施。

■地下水中の放射能濃度について

内閣府が実施したモデル実証事業において設置された仮置場における地下水の定期モニタリング※では、放射性セシウム濃度の測定結果は検出限界未満でした。

※内閣府モデル実証事業のモニタリングの概要

仮置場数	11市町村、14箇所
観測時期	平成24年3月～平成25年3月
観測頻度	月に一回程度
測定結果	すべて検出限界未満または10Bq/L未満 ※3データについては、放射性セシウムが検出されたが、これらは濁水を測定した結果検出されたものであり、表土または表流水が混ざり混んだものを検出した可能性があるとして報告されている。

③ 記録の保存

除去土壌の保管を行う者は、表4-5に示す事項を記録し、施設の廃止までの間保存します。

こうした記録は、仮置場や中間貯蔵施設への運搬や保管の際のトレーサビリティを確保する上でも重要です。容器ごと等の表面の空間線量率については、除染や収集・運搬時の記録によることも可能です。表面の空間線量率の記録の方法については、「第1編 汚染状況重点調査地域内における環境の汚染状況の調査測定方法に係るガイドライン」及び「第3編 除去土壌の収集・運搬に係るガイドライン」を参照してください。

表 4-5 除去土壌の保管に係る記録項目

区分	項目
基本事項	・ 保管した除去土壌の量 ・ 保管した除去土壌ごとの保管を開始した年月日 ・ 保管した除去土壌ごとの保管を終了した年月日 ・ 受入先[※]の場所の名称及び所在地 ・ 保管後の持出先の場所の名称及び所在地
引渡し・ 受入情報	・ 当該除去土壌を引き渡した担当者の氏名 ・ 当該除去土壌の引渡しを受けた担当者の氏名 ・ 運搬車の自動車登録番号又は車両番号 (運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合)
保管場所の 維持管理	・ 当該保管の場所の維持管理にあたって行った測定、点検、検査の内容
空間線量率 の測定	・ 敷地境界線（囲い）の位置及び測定点の位置 ・ 測定年月日 ・ 測定方法 ・ 測定に使用した測定機器 ・ 測定結果（バックグラウンド、敷地境界における空間線量率） ・ 測定を行った者の氏名又は名称
除去土壌の 放射能濃度 等	・ 容器表面の空間線量率 (除去土壌が入った容器ごと、もしくは複数個の容器単位)

※受入先とは保管場所に運搬する前の場所を表します。基本的には除染を行った現場が該当します。

3. 施設／管理要件を踏まえた保管方法の具体例

「2. 保管のために必要な安全対策と要件」に示した施設要件及び管理要件を踏まえて、現場保管及び仮置場の施設の仕様と安全管理の内容の具体例をまとめました。

ここで、敷地境界の位置については、表4-1の中で平均放射能濃度0.8万Bq/kgに対応する離隔距離を踏まえたものとしています。離隔距離の設定に当たっては、除去土壌の放射能濃度や施設の規模等を踏まえて表4-1から選定を行って下さい。

除去土壌の仮置場への搬入に当たっては、敷地境界において搬入中の追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下とするよう、所定の遮へいを行い、離隔距離をとります。さらに、遮へいを行いながら除去土壌を搬入することや、放射能濃度の高い除去土壌を施設の中央や底部に置いて、それらを放射能濃度の低い除去土壌で囲むように配置すること等によって、搬入中においても放射線量を低減するなどの工夫をすることにより、敷地境界（柵の設置位置）において、周辺環境と同程度の放射線量となるよう努めます。

なお、表4-1に示した除去土壌の放射能濃度の上限や施設の規模を超えるような条件で保管を行う場合は、個別の施設仕様と安全管理の内容を踏まえた安全評価を行うことによって、安全が確保できると考えられる施設を作る必要があります。

現場保管－①：地上保管

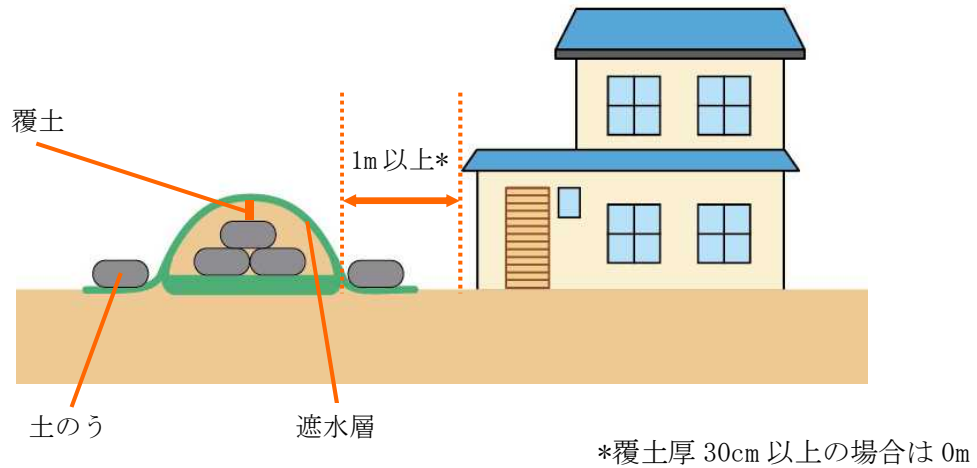


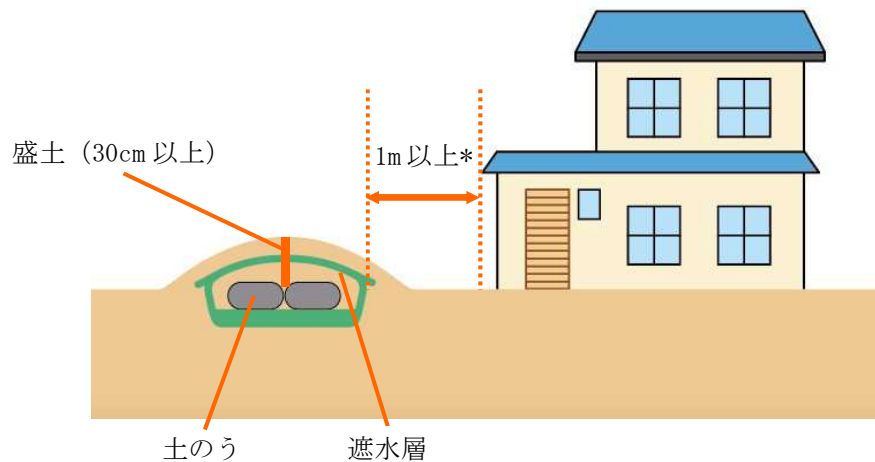
図 4-4 空間線量率が 1 マイクロシーベルト毎時程度の地域の除染で発生した除去土壌 (2×2×1m) の保管例

表 4-6 施設の仕様と安全管理の内容の例

遮へいと 隔離	- 除去土壌の搬入後は、側面と上面に汚染されていない土壌を入れた土のうを置いて覆うか、あるいは覆土をします。土のうあるいは覆土の厚さは 30cm 以上とします。この場合、民家等、人の住んでいる建物との隔離距離をとる必要はありません。 - 上面の遮へいを行わない場合は、除去土壌は民家等、人の住んでいる建物から 1m 以上離します。
飛散防止	放射性物質が飛散しないように、口を閉じることができる土のう袋やフレキシブルコンテナ等に入れ、口をしっかり閉じます。土のう袋等の容器に入れない場合は、防塵用のシートで包みます。
雨水等の 浸入防止	- 防水性のあるシートで覆いをして、風で飛ばされないようにシートの端を留めます。 - シートの上に雨水が溜まらないように、中央側を高くするようにします。
流出防止	- 除去土壌を置く場所には防水性のあるシートを敷きます。除去土壌が防水性のフレキシブルコンテナ等に入れられている場合は、特段の措置は不要です。 - 除去土壌を置く際には防水シート等を傷つけないようにします。

監視	・ 除去土壌の覆土等が完了したら、校正されたシンチレーション式サーベイメータ等を用いて、除去土壌を置いた場所の周辺 4 カ所から 1m 離れた場所の高さ 1m の位置（4 カ所）で空間線量率を測定し、その結果を記録します。 ・ ただし、周辺から 1m 離れた場所で測定できない場合は、別の場所を選んで下さい。 ・ 測定した地点が分かるよう、略図を書いて記録しておいて下さい。
記録保存	・ 空間線量率の測定結果の記録は、除去土壌を運び出すまで保存します。

現場保管－②：地下保管



*覆土厚 30cm 以上の場合は 0m

図 4-5 空間線量率が 1 マイクロシーベルト毎時程度の地域の除染で発生した除去土壌 (2×2×0.5m) の保管例

表 4-7 施設の仕様と安全管理の内容の例

遮へいと 隔離	- 除去土壌の搬入後は、上面に汚染されていない土壌を入れた土のうを置いて覆うか、あるいは覆土をします。土のうあるいは覆土の厚さは 30cm 以上とします。この場合、民家等、人の住んでいる建物との隔離距離をとる必要はありません。 - 上面の遮へいを行わない場合は、除去土壌は民家等、人の住んでいる建物から 1m 以上離します。
飛散防止	放射性物質が飛散しないように、口を閉じることができる土のう袋やフレキシブルコンテナ等に入れ、口をしっかり閉じます。土のう袋等の容器に入れない場合は、防塵用のシートで包みます。
雨水等の 浸入防止	- 防水性のあるシートで覆いをして、必要に応じて、風で飛ばされないようにシートの端を留めます。土のうやブロック等を置いても構いません。 - シートの上に雨水が溜まらないように、必要に応じて、中央側を高くするようにします。
流出防止	- 除去土壌を置く場所には防水性のあるシートを敷きます。除去土壌が防水性のフレキシブルコンテナ等に入れられている場合は、特段の措置は不要です。 - 除去土壌を置く際には防水シート等を傷つけないようにします。
監視	除去土壌の覆土等が完了したら、校正されたシンチレーション式サーベイメ

	ータ等を用いて、除去土壌を置いた場所の中央（1カ所）と周辺4カ所から1m離れた場所の高さ1mの位置（4カ所）で空間線量率を測定し、その結果を記録します。 ・ただし、周辺から1m離れた場所で測定できない場合は、別の場所を選んで下さい。 ・測定した地点が分かるよう、略図を書いて記録しておいて下さい。
記録保存	・空間線量率の測定結果の記録は、除去土壌を運び出すまで保存します。

① 搬入作業完了



提供：福島市



② シートにて全体を被覆



提供：福島市

図4-6 現場保管（地下保管）例

現場保管－③：地上保管

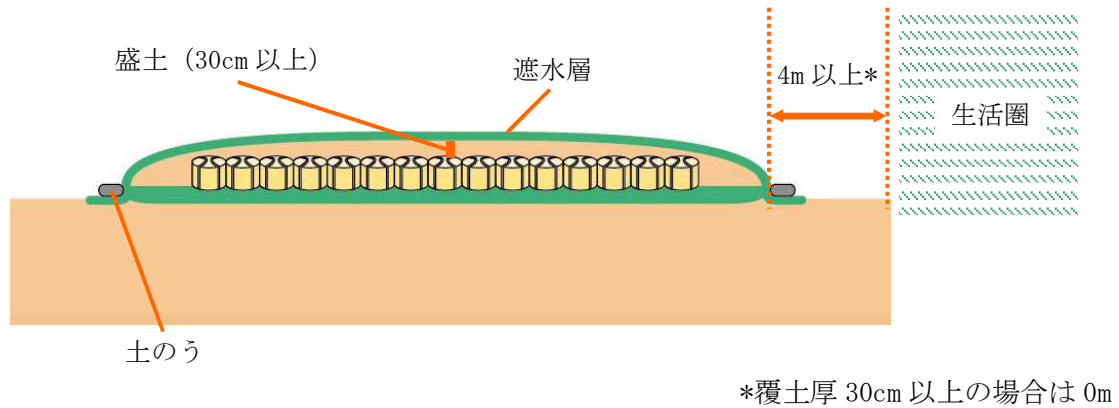
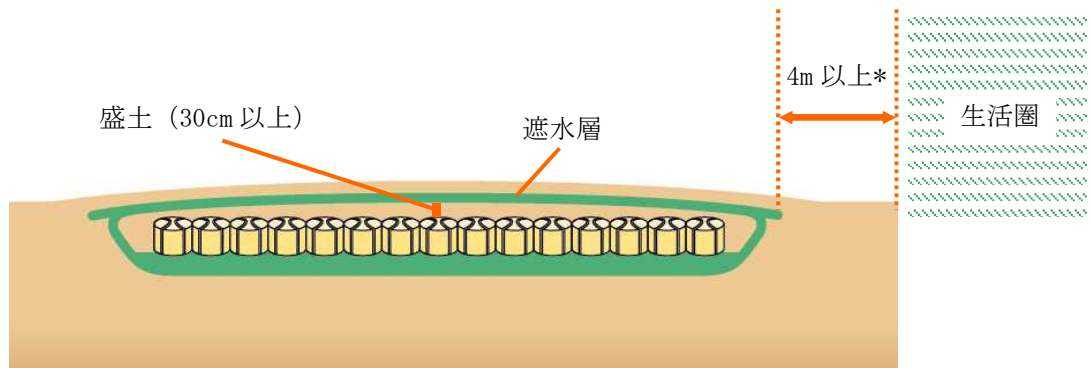


図 4-7 空間線量率が 1 マイクロシーベルト毎時程度の地域の除染で発生した除去土壌 (20×20×1m) の保管例

表 4-8 施設の仕様と安全管理の内容の例

遮へいと 隔離	除去土壌の搬入後は、側面と上面に汚染されていない土壌を入れた土のうを置いて覆うか、あるいは覆土をします。土のうあるいは覆土の厚さは 30cm 以上とします。この場合、民家等、人の住んでいる建物との隔離距離をとる必要はありません。
飛散防止	放射性物質が飛散しないように、口を閉じることができる土のう袋やフレキシブルコンテナ等に入れ、口をしっかりと閉じます。土のう袋等の容器に入れない場合は、防塵用のシートで包みます。
雨水等の 浸入防止	- 防水性のあるシートで覆いをして、風で飛ばされないようにシートの端を留めます。 - シートの上に雨水が溜まらないように、中央側を高くするようにします。
流出防止	- 除去土壌を置く場所には防水性のあるシートを敷きます。除去土壌が防水性のフレキシブルコンテナ等に入れられている場合は、特段の措置は不要です。 - 除去土壌を置く際には防水シート等を傷つけないようにします。
監視	- 除去土壌の覆土等が完了したら、校正されたシンチレーション式サーベイメータ等を用いて、除去土壌を置いた場所の周辺 4 カ所から 4m 離れた場所の高さ 1m の位置 (4 カ所) で空間線量率を測定し、その結果を記録します。 - ただし、周辺から 4m 離れた場所で測定できない場合は、別の場所を選んで下さい。 - 測定した地点が分かるよう、略図を書いて記録しておいて下さい。
記録保存	空間線量率の測定結果の記録は、除去土壌を運び出すまで保存します。

現場保管－④：地下保管



*覆土厚 30cm 以上の場合は 0m

図 4-8 空間線量率が 1 マイクロシーベルト毎時程度の地域の除染で発生した除去土壌 (20×20×1m) の保管例

表 4-9 施設の仕様と安全管理の内容の例

遮へいと 隔離	除去土壌の搬入後は、上面に汚染されていない土壌を入れた土のうを置いて覆うか、あるいは覆土をします。土のうあるいは覆土の厚さは 30cm 以上とします。この場合、民家等、人の住んでいる建物との隔離距離をとる必要はありません。
飛散防止	放射性物質が飛散しないように、口を閉じることができる土のう袋やフレキシブルコンテナ等に入れ、口をしっかりと閉じます。土のう袋等の容器に入れない場合は、防塵用のシートで包みます。
雨水等の 浸入防止	- 防水性のあるシートで覆いをして、必要に応じて、風で飛ばされないようにシートの端を止めます。土のうやブロック等を置いても構いません。 - シートの上に雨水が溜まらないように、必要に応じて、中央側を高くするようにします。
流出防止	- 除去土壌を置く場所には防水性のあるシートを敷きます。除去土壌が防水性のフレキシブルコンテナ等に入れられている場合は、特段の措置は不要です。 - 除去土壌を置く際には防水シート等を傷つけないようにします。
監視	- 除去土壌の覆土等が完了したら、校正されたシンチレーション式サーベイメータ等を用いて、除去土壌を置いた場所の中央（1カ所）と周辺 4カ所から 4m 離れた場所の高さ 1m の位置（4カ所）で空間線量率を測定し、その結果を記録します。 - ただし、周辺から 4m 離れた場所で測定できない場合は、別の場所を選んで下

	さい。 ・測定した地点が分かるよう、略図を書いて記録しておいて下さい。
記録保存	・空間線量率の測定結果の記録は、除去土壌を運び出すまで保存します。

①グレーダー等の重機を使用し、表面の土を除去



⑤表土全体を遮水シートで覆う



②除去した土を埋設するための空洞を掘削



⑥覆土し、校庭全体の整地作業



③空洞の掘削後、遮水シートの設置



⑦校庭整備



④遮水シート内に表土を埋設



図4-9 現場保管（学校：地下保管）の例（写真提供：白河市）

仮置場①：地上保管

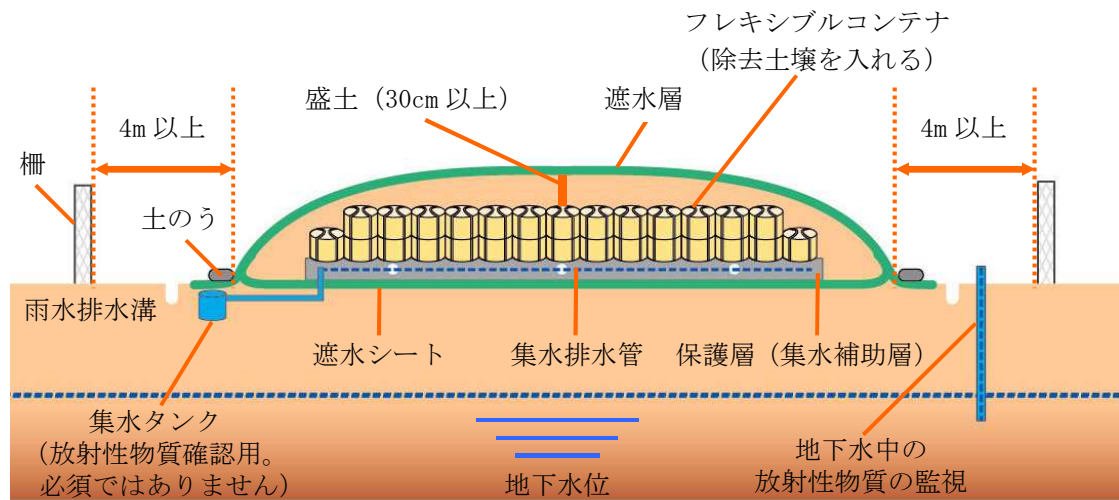


図 4-10 空間線量率が1 マイクロシーベルト毎時程度の地域の除染で発生した除去土壌 (20×20×2m) の保管例

表 4-10 施設の仕様と安全管理の内容の例

遮へいと 隔離	・ 搬入作業が長期間にわたる場合には、搬入中の公衆の追加被ばく線量を年間 1 ミリシーベルト以下に抑える観点から、除去土壌は民家等、人の住んでいる建物から 4m 以上離します。 ・ 除去土壌の搬入中は、側面に汚染されていない土壌を入れたフレキシブルコンテナ等を置いて覆うか、あるいは覆土をします。土のうあるいは覆土の厚さは 30cm 以上とします。 ・ 除去土壌の搬入後は、上面に汚染されていない土壌を入れた土のうを置いて覆うか、あるいは覆土をします。土のうあるいは覆土の厚さは 30cm 以上とします。
飛散防止	・ 除去土壌を搬入する際、放射性物質が飛散しないように、フレキシブルコンテナに入れて口をしっかり閉じます。フレキシブルコンテナ等の容器に入れない場合は、防塵用のシートで包みます。
雨水等の 浸入防止	・ 除去土壌の搬入中や、搬入後は、除去土壌の上に遮水シート等、耐候性・防水性のあるシートで覆いをして、できるだけ除去土壌に雨がつかないようにします。遮水シート等は風で飛ばされないように端を止めます。土のうやブロック等を置いて留めても構いません。ただし、除去土壌が防水性を有する容器に入れられている場合や屋根付きの施設の場合は、特段の措置は不要です。 ・ 遮水シート等の上に雨水が溜まらないように、中央側を高くするようにします。

	・除去土壌を遮水シート等よりも高い場所に定置し水がはけるようにします。 ・搬入中は排水設備を設けて溜まった雨水を排水します。
流出防止	・除去土壌を置く場所には遮水シート等、耐候性・防水性のあるシートを敷きます。 ・除去土壌を置く際には遮水シート等を傷つけないようにします。 ・除去土壌が防水性を有する容器に入れられており、防水性のある覆いで雨水の浸入が適切に防止されている場合は、防水シートの敷設等の遮水層の設置は省略することができます。
バックグラウンド測定	空間線量率 ・除去土壌を搬入する前に、校正されたシンチレーション式サーベイメータ等を用いて、敷地境界に沿った測定点における高さ 1m の位置での空間線量率を晴天の日と雨天の日にそれぞれ測定し、その結果を記録します。 ・測定点は敷地境界に沿って約 2m ピッチとし、除去土壌の保管場所から最も近い敷地境界線上の地点を含めます。 ・ただし、周辺から 4m 離れた場所で測定できない場合は、別の場所を選んで下さい。 ・測定した地点が分かるように地面に目印をつけるか、略図を書いて記録しておいて下さい。 ・測定した（数十点の）空間線量率の値から、以下の式で求められる値を計算し、その値を変動の上限のめやすとします。 $m + 3\sqrt{\frac{(s_1 - m)^2 + (s_2 - m)^2 + \dots + (s_k - m)^2 + \dots + (s_N - m)^2}{N}}$ s_1、s_2、$\dots$、s_k、$\dots$、s_N は各測定値 m は測定値の平均値 N は測定値の数 地下水の放射能濃度 ・仮置場予定地の近傍に地下水の採水孔を設けて、除去土壌を運び込む前に地下水を採取し、採取した地下水中の放射性セシウムの濃度を測定し、その結果を記録します。 ・採水孔の設置にあたっては、表土や表流水の混入を防止します。また、必要に応じて、表土等の混入防止の措置を実施します。 浸出水の放射能濃度（測定する場合のみ） ・保管の基準ではありませんが、浸出水を測定する場合は、保護層の中に浸出水を採水するための管を設置し、仮置場の外側に採水された浸出水を集める集水タンク（工事用水タンクあるいはコンクリート枡等）を設置します。

	<u>土壌中の放射能濃度</u> ・ 除去土壌を運び込む前に、仮置場予定地の土壌を採取し、採取した土壌中の放射性セシウムの濃度を測定し、その結果を記録します。 ・ 測定点は、除去土壌を置くエリアの真ん中一点と四隅とします。
監視	<u>空間線量率</u> ・ 除去土壌の搬入開始後、バックグラウンドの測定点のうち、除去土壌の保管場所から最も近い地点を含めた4地点について、高さ1mの位置での空間線量率を、校正されたシンチレーション式サーベイメータ等を用いて測定し、その結果を記録します。 ・ 測定は週に一度以上行います。 <u>地下水の放射能濃度</u> ・ 除去土壌の運び込み開始後、地下水の採水孔から地下水を採取し、採取した地下水中の放射性セシウムの濃度を測定し、その結果を記録します。 ・ 地下水の採水は、濁りのない状態で実施します。 ・ 測定は月に一度以上行います。 <u>浸出水の放射能濃度（測定する場合のみ）</u> ・ 除去土壌の運び込み開始後、月に一度以上の頻度で集水タンクに水が溜まっているかどうかを確認します。 ・ 溜まっている場合は浸出水を採取し、採取した浸出水中の放射性セシウム等の濃度を測定します。
記録保存	・ 以下の記録を施設の操業期間終了まで保存します。 ・ 保管した除去土壌の量、保管した除去土壌ごとの保管を開始した年月日及び終了した年月日、受入先の場所及び保管後の持出先の場所の名称及び所在地 ・ 引渡しを受けた除去土壌に係る当該除去土壌を引き渡した担当者及び当該除去土壌の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあっては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号 ・ 空間線量率と水質検査（地下水の放射能濃度の測定）の結果
修復措置	・ 測定した空間線量率や地下水等に含まれる放射性セシウムの濃度が、バックグラウンドの変動幅に入っていることを確認します。（除去土壌の搬入中における空間線量率については、変動幅に年間1ミリシーベルト相当の空間線量率を加えた値以下であること） ・ 変動幅等を上回る測定値が観察された場合は、原因究明を行い、仮置場がその原因であると認められた場合には、遮へい材の追加、施設の補修、除去土壌の回収等の必要な措置を講じます。

立入制限	・仮置場から 4m 以上離れた距離の周辺に囲い（ロープで囲う、ネット柵あるいは鉄線柵等）を設置します。 ・見やすい箇所に、除去土壌の保管の場所である旨、緊急時における連絡先、除去土壌の積み上げ高さを示した縦及び横それぞれ 60cm 以上の大きさの掲示板を設けます。
------	--

仮置場②：地上保管

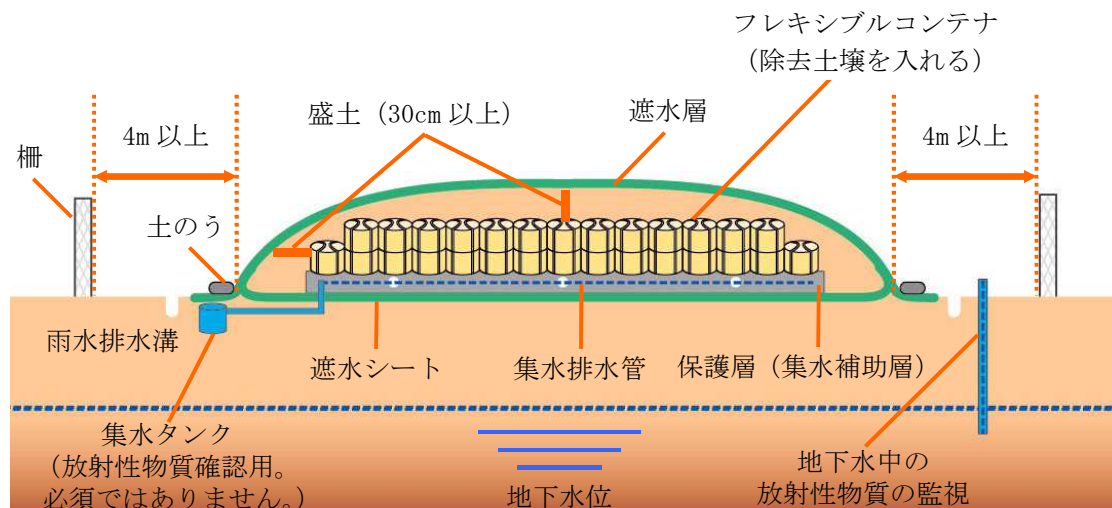


図 4-11 空間線量率が 1 マイクロシーベルト毎時程度の地域の除染で発生した除去土壌 (100×100×2m) の保管例

表 4-11 施設の仕様と安全管理の内容の例

遮へいと 隔離	・搬入作業が長期間にわたる場合には、搬入中の公衆の追加被ばく線量を年間 1 ミリシーベルト以下に抑える観点から、除去土壌は民家等、人の住んでいる建物から 4m 以上離します。 ・除去土壌の搬入中は、側面に汚染されていない土壌を入れたフレキシブルコンテナ等を置いて覆うか、あるいは覆土をします。土のうあるいは覆土の厚さは 30cm 以上とします。 ・除去土壌の搬入中は、上面を汚染されていない土壌を入れた土のう等を置いて覆うか、あるいは覆土をすることによって、覆いをしていない上面の面積が 20×20m を超えないようにします。土のうあるいは覆土の厚さは 30cm 以上とします。 ・除去土壌の搬入後は、上面に汚染されていない土壌を入れた土のうを置いて覆うか、あるいは覆土をします。土のうあるいは覆土の厚さは 30cm 以上とします。
飛散防止	・除去土壌を搬入する際、放射性物質が飛散しないように、フレキシブルコンテナに入れて口をしっかりと閉じます。フレキシブルコンテナ等の容器に入れない場合は、防塵用のシートで包みます。
雨水等の	・除去土壌の搬入中や、搬入後は、除去土壌の上に遮水シート等、耐候性・防

浸入防止	水性のあるシートで覆いをして、できるだけ除去土壌に雨がつかないようにします。遮水シート等は風で飛ばされないように端を止めます。土のうやブロック等を置いて留めても構いません。ただし、除去土壌が防水性を有する容器に入れられている場合や屋根付きの施設の場合は、特段の措置は不要です。 ・遮水シート等の上に雨水が溜まらないように、中央側を高くするようにします。 ・除去土壌を遮水シート等よりも高い場所に定置し水がはけるようにします ・搬入中は排水設備を設けて溜まった雨水を排水します。
流出防止	・除去土壌を置く場所には遮水シート等、耐候性・防水性のあるシートを敷きます。 ・遮水シート等の上には土を盛って十～数十 cm 程度の保護層を設置します。 ・重機が入る際には保護層の上に一時的に鉄板を置くなどし、除去土壌を置く際には保護層や遮水シート等をできるだけ傷つけないようにします。 ・除去土壌が防水性を有する容器に入れられており、防水性のある覆いで雨水の浸入が適切に防止されている場合は、防水シートの敷設等の遮水層の設置は省略することができます。
バックグラウンド測定	空間線量率 ・除去土壌を搬入する前に、校正されたシンチレーション式サーベイメータ等を用いて、敷地境界に沿った測定点における高さ 1m の位置での空間線量率を晴天の日と雨天の日にそれぞれ測定し、その結果を記録します。 ・測定点は敷地境界に沿って約 10m ピッチとし、除去土壌の保管場所から最も近い敷地境界線上の地点を含めます。 ・ただし、周辺から 4m 離れた場所で測定できない場合は、別の場所を選んで下さい。 ・測定した地点が分かるように地面に目印をつけるか、略図を書いて記録しておいて下さい。 ・測定した（数十点の）空間線量率の値から、以下の式で求められる値を計算し、その値を変動の上限のめやすとします。 $m + 3\sqrt{\frac{(s_1 - m)^2 + (s_2 - m)^2 + \dots + (s_k - m)^2 + \dots + (s_N - m)^2}{N}}$ s_1、s_2、$\dots$、s_k、$\dots$、s_N は各測定値 m は測定値の平均値 N は測定値の数 地下水の放射能濃度 ・仮置場予定地の近傍に地下水の採水孔を設けて、除去土壌を運び込む前に地下水を採取し、採取した地下水中の放射性セシウムの濃度を測定し、その結果を記録します。 ・採水孔の設置にあたっては、表土や表流水の混入を防止します。また、必要

	に応じて、表土等の混入防止の措置を実施します。 <u>浸出水の放射能濃度（測定する場合のみ）</u> ・ 保管の基準ではありませんが、浸出水を測定する場合は、保護層の中に浸出水を採水するための管を設置し、仮置場の外側に採水された浸出水を集める集水タンク（工事用水タンクあるいはコンクリート枘等）を設置します。 <u>土壌中の放射能濃度</u> ・ 除去土壌を運び込む前に、仮置場予定地の土壌を採取し、採取した土壌中の放射性セシウムの濃度を測定し、その結果を記録します。 ・ 測定点は、除去土壌を置くエリアについて約 10m メッシュとします。
監視	<u>空間線量率</u> ・ 除去土壌の運び込み開始後、バックグラウンドの測定点のうち、除去土壌の保管場所から最も近い地点を含めた 4 地点について、高さ 1m の位置での空間線量率を、校正されたシンチレーション式サーベイメータ等を用いて測定し、その結果を記録します。 ・ 測定は週に一度以上行います。 <u>地下水の放射能濃度</u> ・ 除去土壌の運び込み開始後、地下水の採水孔から地下水を採取し、採取した地下水中の放射性セシウムの濃度を測定し、その結果を記録します。 ・ 地下水の採水は、濁りのない状態で実施します。 ・ 測定は月に一度以上行います。 <u>浸出水の放射能濃度（測定する場合のみ）</u> ・ 除去土壌の運び込み開始後、月に一度以上の頻度で集水タンクに水が溜まっているかどうかを確認します。 ・ 溜まっている場合は浸出水を採取し、採取した浸出水中の放射性セシウム等の濃度を測定します。
記録保存	・ 以下の記録を施設の操業期間終了まで保存します。 ・ 保管した除去土壌の量、保管を開始した年月日及び終了した年月日、受入先の場所及び保管後の持出先の場所の名称及び所在地 ・ 引渡しを受けた除去土壌に係る当該除去土壌を引き渡した担当者及び当該除去土壌の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあっては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号 ・ 空間線量率と水質検査（地下水の放射能濃度の測定）の結果
修復措置	・ 測定した空間線量率や地下水等に含まれる放射性セシウムの濃度が、バックグラウンドの変動幅に入っていることを確認します。（除去土壌の搬入中における空間線量率については、変動幅に年間 1 ミリシーベルト相当の空間線量

	率を加えた値以下であること) ・変動幅等を上回る測定値が観察された場合は、原因究明を行い、仮置場がその原因であると認められた場合には、遮へい材の追加、施設の補修、除去土壌の回収等の必要な措置を講じます。
立入制限	・仮置場から 4m 以上離れた距離の周辺に囲い（ロープで囲う、ネット柵あるいは鉄線柵等）を設置します。 ・見やすい箇所に、除去土壌の保管の場所である旨、緊急時における連絡先、除去土壌の積み上げ高さを示した縦及び横それぞれ 60cm 以上の大きさの掲示板を設けます。

仮置場③：地下保管

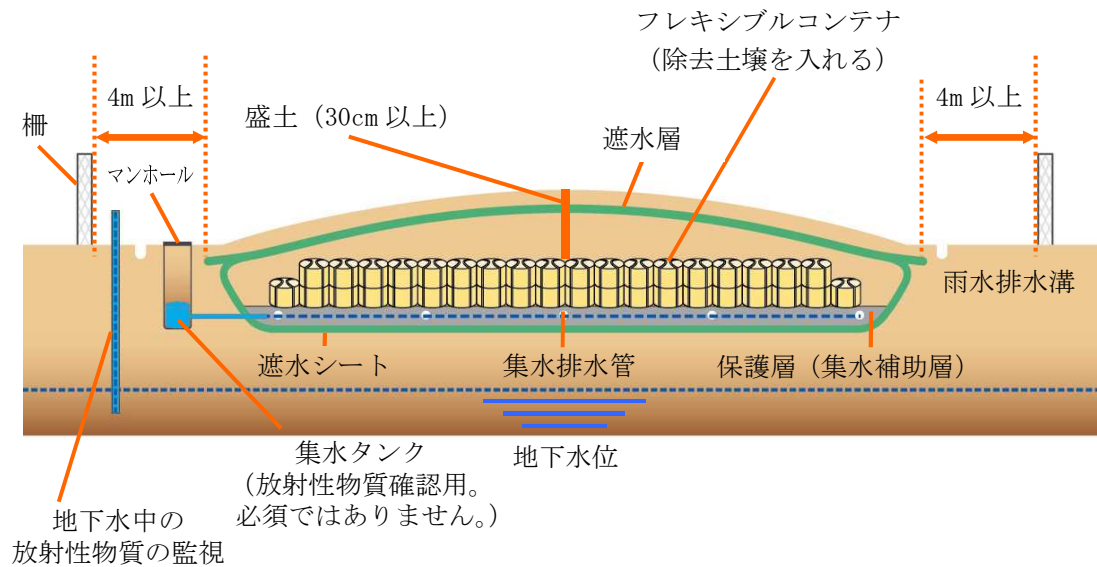


図 4-12 空間線量率が 1 マイクロシーベルト毎時程度の地域の除染で発生した除去土壌 (50×50×2m) の保管例

表 4-12 施設の仕様と安全管理の内容の例

遮へいと 隔離	・搬入作業が長期間にわたる場合には、搬入中の公衆の追加被ばく線量を年間 1 ミリシーベルト以下に抑える観点から、除去土壌は民家等、人の住んでいる建物から 4m 以上離します。 ・除去土壌の搬入後は、上面に汚染されていない土壌を入れた土のうを置いて覆うか、あるいは覆土をします。土のうあるいは覆土の厚さは 30cm 以上とします。
飛散防止	・除去土壌を搬入する際、放射性物質が飛散しないように、フレキシブルコンテナに入れて口をしっかり閉じます。フレキシブルコンテナ等の容器に入れない場合は、防塵用のシートで包みます。
雨水等の 浸入防止	・除去土壌の搬入中や、搬入後は、除去土壌の上に遮水シート等、耐候性・防水性のあるシートで覆いをして、できるだけ除去土壌に雨がかからないようにします。遮水シート等は風で飛ばされないように端を止めます。土のうやブロック等を置いて留めても構いません。ただし、除去土壌が防水性を有する容器に入れられている場合や屋根付きの施設の場合は、特段の措置は不要です。 ・遮水シート等の上に雨水が溜まらないように、中央側を高くするようにします。 ・除去土壌を遮水シート等よりも高い場所に定置し水がはけるようにします。

	・搬入中は排水設備を設けて溜まった雨水を排水します。
流出防止	・除去土壌を置く場所には遮水シート等、耐候性・防水性のあるシートを敷きます。 ・遮水シート等の上には土を盛って十～数十 cm 程度の保護層を設置します。 ・重機が入る際には保護層の上に一時的に鉄板を置くなどし、除去土壌を置く際には保護層や遮水シート等をできるだけ傷つけないようにします。 ・除去土壌が防水性を有する容器に入れられており、防水性のある覆いで雨水の浸入が適切に防止されている場合は、防水シートの敷設等の遮水層の設置は省略することができます。
バックグラウンド測定	<u>空間線量率</u> ・除去土壌を搬入する前に、校正されたシンチレーション式サーベイメータ等を用いて、敷地境界に沿った測定点における高さ 1m の位置での空間線量率を晴天の日と雨天の日にそれぞれ測定し、その結果を記録します。 ・測定点は敷地境界に沿って約 5m ピッチとし、除去土壌の保管場所から最も近い敷地境界線上の地点を含めます。 ・ただし、周辺から 4m 離れた場所で測定できない場合は、別の場所を選んで下さい。 ・測定した地点が分かるように地面に目印をつけるか、略図を書いて記録しておいて下さい。 ・測定した（数十点の）空間線量率の値から、以下の式で求められる値を計算し、その値を変動の上限のめやすとします。 $m + 3\sqrt{\frac{(s_1 - m)^2 + (s_2 - m)^2 + \dots + (s_k - m)^2 + \dots + (s_N - m)^2}{N}}$ s_1、s_2、$\dots$、s_k、$\dots$、s_N は各測定値 m は測定値の平均値 N は測定値の数 <u>地下水の放射能濃度</u> ・仮置場予定地の近傍に地下水の採水孔を設けて、除去土壌を運び込む前に地下水を採取し、採取した地下水中の放射性セシウムの濃度を測定し、その結果を記録します。 ・採水孔の設置にあたっては、表土や表流水の混入を防止します。また、必要に応じて、表土等の混入防止の措置を実施します。 <u>浸出水の放射能濃度（測定する場合のみ）</u> ・保管の基準ではありませんが、浸出水を測定する場合は、保護層の中に浸出水を採水するための管を設置し、仮置場の外側に採水された浸出水を集める集水タンク（工事用水タンクあるいはコンクリート枡等）を設置します。

	<u>土壌中の放射能濃度</u> ・除去土壌を運び込む前に、仮置場予定地の土壌を採取し、採取した土壌中の放射性セシウムの濃度を測定し、その結果を記録します。 ・測定点は、除去土壌を置くエリアについて、約 10m メッシュとします。
監視	<u>空間線量率</u> ・除去土壌の搬入開始後、バックグラウンドの測定点のうち、除去土壌の保管場所から最も近い地点を含めた 4 地点について、高さ 1m の位置での空間線量率を、校正されたシンチレーション式サーベイメータ等を用いて測定し、その結果を記録します。 ・測定は週に一度以上行います。 <u>地下水の放射能濃度</u> ・除去土壌の運び込み開始後、地下水の採水孔から地下水を採取し、採取した地下水中の放射性セシウムの濃度を測定し、その結果を記録します。 ・地下水の採水は、濁りのない状態で実施します。 ・測定は月に一度以上行います。 <u>浸出水の放射能濃度（測定する場合のみ）</u> ・除去土壌の運び込み開始後、月に一度以上の頻度で集水タンクに水が溜まっているかどうかを確認します。 ・溜まっている場合は浸出水を採取し、採取した浸出水中の放射性セシウム等の濃度を測定します。
記録保存	・以下の記録を施設の操業期間終了まで保存します。 ・保管した除去土壌の量、保管を開始した年月日及び終了した年月日、受入先の場所及び保管後の持出先の場所の名称及び所在地 ・引渡しを受けた除去土壌に係る当該除去土壌を引き渡した担当者及び当該除去土壌の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあっては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号 ・空間線量率と水質検査（地下水の放射能濃度の測定）の結果
修復措置	・測定した空間線量率や地下水等に含まれる放射性セシウムの濃度が、バックグラウンドの変動幅に入っていることを確認します。（除去土壌の搬入中における空間線量率については、変動幅に年間 1 ミリシーベルト相当の空間線量率を加えた値以下であること） ・変動幅等を上回る測定値が観察された場合は、原因究明を行い、仮置場がその原因であると認められた場合には、遮へい材の追加、施設の補修、除去土壌の回収等の必要な措置を講じます。
立入制限	・仮置場から 4m 以上離れた距離の周辺に囲い（ロープで囲う、ネット柵あるい

	は鉄線柵等）を設置します。 ・見やすい箇所に、除去土壌の保管の場所である旨、緊急時における連絡先を示した縦及び横それぞれ 60cm 以上の大きさの掲示板を設けます。
--	---

仮置場④：傾斜地への保管

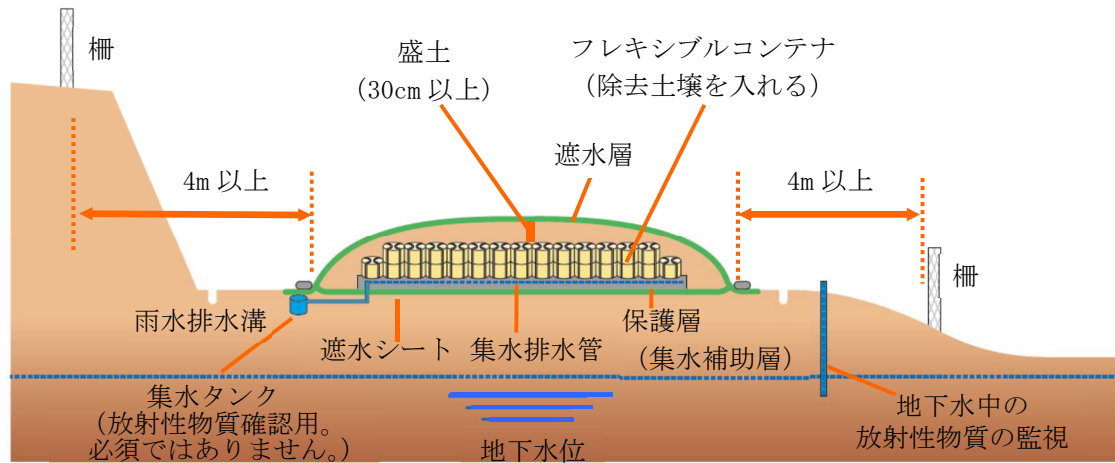


図 4-13 空間線量率が1マイクロシーベルト毎時程度の地域で発生した除去土壌 (20×20×2m) の傾斜地における保管例

保管場所は、安全性の観点から基本的には平坦地に設置しますが、やむを得ず保管場所を傾斜地に設置する場合は、特に土壌の崩落防止に留意する必要があります。具体的には、傾斜に応じて下部に土留めや堰堤を設置する、傾斜面勾配に応じて切土、盛土を行い、造成により平地を確保します。

また、施工にあたっては、予め地盤の強度や地下水位等を確認し、地盤整備、表流水等対策を行います。

表 4-13 施設の仕様と安全管理の内容の例

遮へいと 隔離	・搬入作業が長期間にわたる場合には、搬入中の公衆の追加被ばく線量を年間 1 ミリシーベルト以下に抑える観点から、除去土壌は民家等、人の住んでいる建物から 4m 以上離します。 ・除去土壌の搬入中は、側面に汚染されていない土壌を入れたフレキシブルコンテナ等を置いて覆うか、あるいは覆土をします。土のうあるいは覆土の厚さは 30cm 以上とします。 ・除去土壌の搬入後は、上面に汚染されていない土壌を入れた土のうを置いて覆うか、あるいは覆土をします。土のうあるいは覆土の厚さは 30cm 以上とします。
飛散防止	・除去土壌を搬入する際、放射性物質が飛散ないように、フレキシブルコンテナに入れて口をしっかり閉じます。フレキシブルコンテナ等の容器に入れ

	ない場合は、防塵用のシートで包みます。
雨水等の 浸入防止	・ 除去土壌の搬入中や、搬入後は、除去土壌の上に遮水シート等、耐候性・防水性のあるシートで覆いをして、できるだけ除去土壌に雨がかからないようにします。遮水シート等は風で飛ばされないように端を止めます。土のうやブロック等を置いて留めても構いません。ただし、除去土壌が防水性を有する容器に入れられている場合や屋根付きの施設の場合は、特段の措置は不要です。 ・ 遮水シート等の上に雨水が溜まらないように、中央側を高くするようにします。 ・ 除去土壌を遮水シート等よりも高い場所に定置し水がはけるようにします。 ・ 搬入中は排水設備を設けて溜まった雨水を排水します。 ・ 湧水等の可能性がある場合は、必要な湧水対策等を検討します。
流出防止	・ 除去土壌を置く場所には遮水シート等、耐候性・防水性のあるシートを敷きます。 ・ 除去土壌を置く際には遮水シート等を傷つけないようにします。 ・ 除去土壌が防水性を有する容器に入れられており、防水性のある覆いで雨水の浸入が適切に防止されている場合は、防水シートの敷設等の遮水層の設置は省略することができます。
バックグラ ウンド測定	空間線量率 ・ 除去土壌を搬入する前に、校正されたシンチレーション式サーベイメータ等を用いて、敷地境界に沿った測定点における高さ 1m の位置での空間線量率を晴天の日と雨天の日にそれぞれ測定し、その結果を記録します。 ・ 測定点は敷地境界に沿って約 2m ピッチとし、除去土壌の保管場所から最も近い敷地境界線上の地点を含めます。 ・ ただし、周辺から 4m 離れた場所で測定できない場合は、別の場所を選んで下さい。 ・ 測定した地点が分かるように地面に目印をつけるか、略図を書いて記録しておいて下さい。 ・ 測定した（数十点の）空間線量率の値から、以下の式で求められる値を計算し、その値を変動の上限のめやすとします。 $m + 3\sqrt{\frac{(s_1 - m)^2 + (s_2 - m)^2 + \dots + (s_k - m)^2 + \dots + (s_N - m)^2}{N}}$ s_1、s_2、$\dots$、s_k、$\dots$、s_N は各測定値 m は測定値の平均値 N は測定値の数 地下水の放射能濃度 ・ 仮置場予定地の近傍に地下水の採水孔を設けて、除去土壌を運び込む前に地下水を採取し、採取した地下水中の放射性セシウムの濃度を測定し、その結

	果を記録します。 ・採水孔の設置にあたっては、表土や表流水の混入を防止します。また、必要に応じて、表土等の混入防止の措置を実施します。 <u>浸出水の放射能濃度（測定する場合のみ）</u> ・保管の基準ではありませんが、浸出水を測定する場合は、保護層の中に浸出水を採水するための管を設置し、仮置場の外側に採水された浸出水を集める集水タンク（工事用水タンクあるいはコンクリート枡等）を設置します。 <u>土壌中の放射能濃度</u> ・除去土壌を運び込む前に、仮置場予定地の土壌を採取し、採取した土壌中の放射性セシウムの濃度を測定し、その結果を記録します。 ・測定点は、除去土壌を置くエリアの真ん中一点と四隅とします。
監視	<u>空間線量率</u> ・除去土壌の搬入開始後、バックグラウンドの測定点のうち、除去土壌の保管場所から最も近い地点を含めた4地点について、高さ1mの位置での空間線量率を、校正されたシンチレーション式サーベイメータ等を用いて測定し、その結果を記録します。 ・測定は週に一度以上行います。 <u>地下水の放射能濃度</u> ・除去土壌の運び込み開始後、地下水の採水孔から地下水を採取し、採取した地下水中の放射性セシウムの濃度を測定し、その結果を記録します。 ・地下水の採水は、濁りのない状態で実施します。 ・測定は月に一度以上行います。 <u>浸出水の放射能濃度（測定する場合のみ）</u> ・除去土壌の運び込み開始後、月に一度以上の頻度で集水タンクに水が溜まっているかどうかを確認します。 ・溜まっている場合は浸出水を採取し、採取した浸出水中の放射性セシウム等の濃度を測定します。
記録保存	・以下の記録を施設の操業期間終了まで保存します。 ・保管した除去土壌の量、保管した除去土壌ごとの保管を開始した年月日及び終了した年月日、受入先の場所及び保管後の持出先の場所の名称及び所在地 ・引渡しを受けた除去土壌に係る当該除去土壌を引き渡した担当者及び当該除去土壌の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあっては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号 ・空間線量率と水質検査（地下水の放射能濃度の測定）の結果

修復措置	・測定した空間線量率や地下水等に含まれる放射性セシウムの濃度が、バックグラウンドの変動幅に入っていることを確認します。(除去土壌の搬入中における空間線量率については、変動幅に年間 1 ミリシーベルト相当の空間線量率を加えた値以下であること) ・変動幅等を上回る測定値が観察された場合は、原因究明を行い、仮置場がその原因であると認められた場合には、遮へい材の追加、施設の補修、除去土壌の回収等の必要な措置を講じます。
立入制限	・仮置場から 4m 以上離れた距離の周辺に囲い（ロープで囲う、ネット柵あるいは鉄線柵等）を設置します。物理的に人が立ち入れない場合は柵等は不要です。 ・見やすい箇所に、除去土壌の保管の場所である旨、緊急時における連絡先、除去土壌の積み上げ高さを示した縦及び横それぞれ 60cm 以上の大きさの掲示板を設けます。

4. 災害時の対応

除去土壌の仮置場または現場保管場所が、豪雨や地震等の自然災害の際に被災した場合、特に広い範囲に除去土壌が流出・飛散するおそれがあります。この危険を回避するため、通常の管理・点検事項に加え、以下の事項について適切な対応が必要になります。

(1) 連絡体制の強化

災害時の対応には緊急性が求められ、また、通常時には想定できない規模・内容の事象が起り得ます。また、被害防止のための事前対応を含め、対応すべき内容や手順も煩雑なものになります。

こうしたことから、災害発生が予見された際の措置、万が一被災した場合の被害状況把握、応急対策（除去土壌の飛散・流出の防止や回収等の措置）などの現場対応を円滑に行うため、維持管理担当者や協力業者、関係行政機関等の役割分担を明確化し、相互の連絡体制を確立しておく必要があります。

(2) 適切な初動対応の実施

① 保管場所の点検

気象予報等から自然災害の発生が予想される場合は、前もって除去土壌の保管場所の点検に努めるようにします。

表 4-14 点検が必要と考えられる保管場所の例

点検が必要と考えられる保管場所の例	・ 洪水等の自然災害の影響を受ける可能性が高い保管場所 ・ 過去に自然災害を受けた保管場所 ・ 設置作業や補修作業中の保管場所 等
-------------------	---

② 防護措置

点検の結果、自然災害時に異常発生が予見されるような事象が確認された場合は、可能な範囲でできるだけ速やかに防護措置を講じておきます。

表 4-15 予見される異常と可能な事前防護策の例

予見される異常	可能な事前防護策の例
強風による被覆シート の剥がれ・飛散	・ 基部であれば土のうなどの重しで固定する、側部や天端であれば補修用テープで応急補修する等の方法が考えられます。

③ 異常発生時における連絡

保管場所に異常が発生した場合には、表 4-16 の事項の迅速かつ適切な把握に努めるとともに、関係機関等に速やかに周知してください。

表 4-16 異常発生時における連絡事項

連絡事項	内容例
異常が発生した保管場所	・ 参考例（〇〇市△△××公園 等）
異常の状況	・ 保管物の飛散・流出防止機能の喪失（遮水シート・容器破損等） ・ 放射線遮へい機能の喪失（遮へい土のう、盛り土等の崩落・流出等） ・ 構造物の破損（柵、排水溝等の破損）
異常の規模	・ 喪失または破損の規模 ・ 飛散・流出した保管物の種別と数量 ・ 飛散・流出した保管物の散在範囲
異常が発生した原因	・ 参考例（〇〇川の増水・氾濫、堤防の決壊箇所からの流入水、△△地区斜面からの土砂崩落 等）

④ 応急対策

飛散・流出した場合は、可能な範囲で飛散・流出した除去土壌の回収を実施するとともに、被害を最小限に抑えるための応急対策を実施し、関係機関等に対応の報告をします。

（３）安全の確保

災害発生時の対応においては、作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させます。

5. 仮置場等の原状回復

仮置場に保管されている除去土壌等を搬出した後は、原状回復を行います。

原状回復は、仮置場の土地を借地した時点の状態に、実現可能で合理的な範囲・方法で復旧することを基本とします。具体的には、仮置場としての利用に伴い生じた形状変更を元に戻すとともに、跡地利用に支障をきたさないように機能回復を図ります。

ここでは、仮置場の除去土壌等を搬出した後の原状回復に関し、時系列又は手順に従って、(1) 与条件の確認・整理分類、(2) 工作物の撤去・現場発生材の処理、(3) 工作物撤去後の調査・測量・試験、(4) 復旧工事の施工、(5) 復旧後の空間線量率測定及び仕上がり確認について説明します。

なお、現場保管されていた除去土壌等を搬出し、現場保管場所の原状回復を行う場合も、現場保管の形態や土地の状態によっては、仮置場と同様な手法を要すると考えられるため、本章で解説する考え方・手法を適用できるものとします。

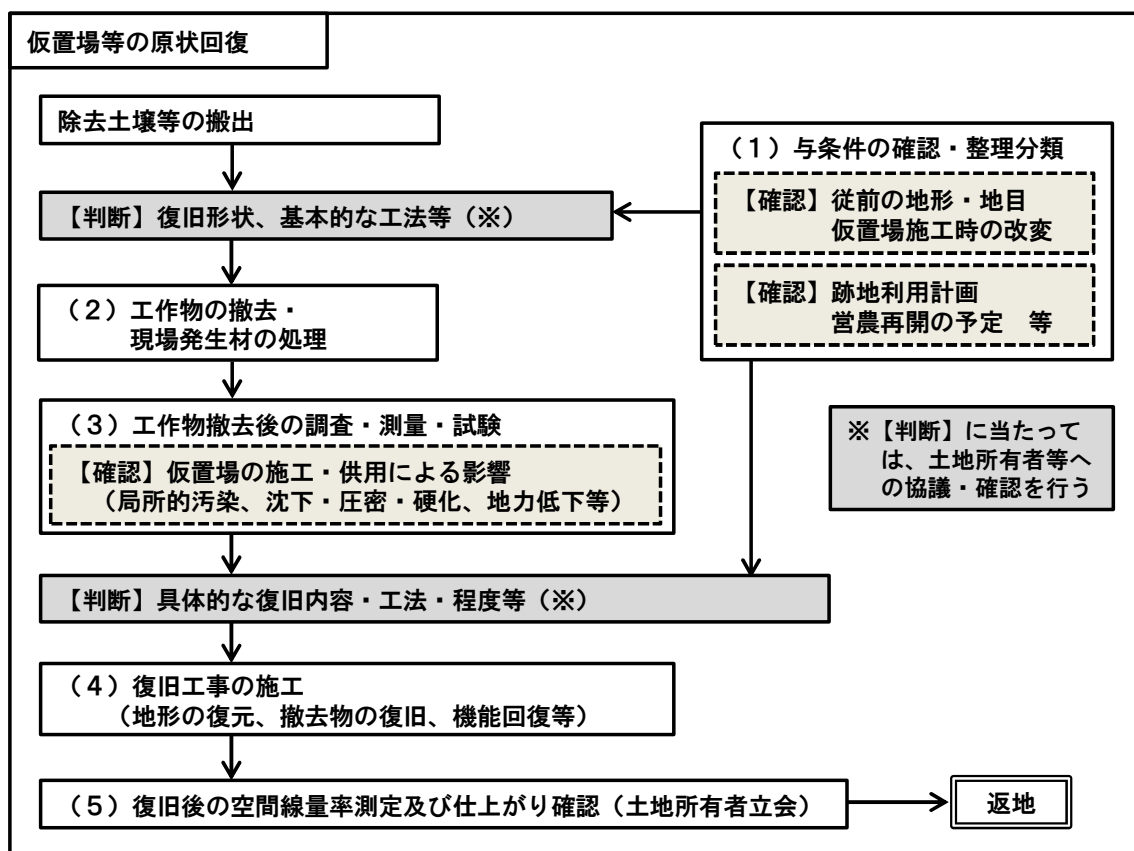


図 4-14 仮置場等の原状回復の流れ

(1) 与条件の確認・整理分類

原状回復の復元形状、手法を左右する与条件として、予め以下の事項を確認しておきます。与条件の確認が不十分である場合、除去土壌等を搬出してから復旧形状を決定するまでに時間を要したり、復旧工事着手後に変更を生じたりする等、円滑な原状回復の実施に支障をきたすおそれがあります。

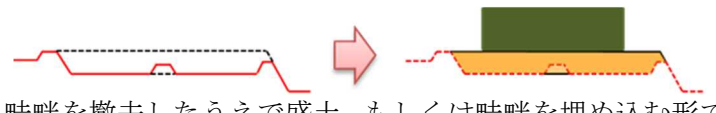
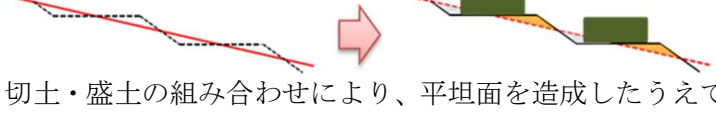
i. 従前の状態・仮置場設置時の改変

仮置場設置前の当該土地の地形、地目及び利用形態に加え、仮置場設置に伴う地形改変、既設構造物や表土・植生の撤去等の状況について、仮置場用地の借地契約書や、仮置場設置時の施工記録等をもとに確認します。

仮置場に供されている土地の地形は、平坦地と傾斜地に大区分されます。地目及び利用形態は、雑種地等（事業所・学校用地、空き地、駐車場のほか、一般的には公共用地であることが多い学校や公園、グラウンド等を含む）、農地（水田、畑、採草放牧地等）、森林、原野に大区分することができます。

原状回復の復旧形状や基本的手法を決定付ける与条件のうち、従前の地形、地目及び利用形態ごとに、仮置場施工時の地形改変を分類すると、表4-17のようになります。

表4-17 従前の地形、地目及び利用形態による大区分

従前の地形	従前の地目及び利用形態	仮置場施工時の地形改変
平坦地	雑種地等（事業所・学校用地、公園等）	 従前の土地を大きく改変することなく盛土し、除去土壌等を置いていることが多い。
	畑等の農用地	
	水田	 畦畔を撤去したうえで盛土、もしくは畦畔を埋め込む形で盛土し、除去土壌等を置いていることが多い。
傾斜地	森林・原野・採草放牧地等	 切土・盛土の組み合わせにより、平坦面を造成したうえで除去土壌等を置いていることが多い。

— 施工前の地表面 — 施工後の地表面 盛土 切土 保管物

なお、これら事項は、仮置場の設置が一旦終了した後は不変であるため、除去土壌等の搬出前の早い段階で関係資料を抽出・整理し、確認しておくようにします。

ii. 跡地の利用に関する意向

仮置場用地の土地所有者が、返地後にどのような跡地利用を予定しているか確認します。このことは、返地後の跡地利用に支障をきたさない原状回復を行うために重要であるばかりでなく、土地所有者が従前とは異なる用途を考えている場合は、土地所有者との合意の上で形状復元や機能回復の一部を省略できる場合もあります。ただし、土地の用途変更や埋設物処理に関し、関係法令等による制約や手続き等を要する場合があることに留意します。

仮置場用地が農地である場合、返地後の耕作を土地所有者自身が行わず、他の担い手農業者（個人農家、法人や組合組織）に委託することがあります。このような場合は、土地所有者を通じて受託者の意向を把握したり、地元自治体に照会したりすることで、原状回復及び返地の円滑化を図ることが望まれます。

また、耕作の委託意向があるものの委託相手が定まらない場合や、土地所有者が複数にわたっており跡地利用の意向が一樣ではない場合等は、自治体や地区代表者等に調整を依頼することも考えられます。

なお、返地後の跡地利用に関する意向は、土地所有者の都合や周辺環境の変化等により、時間の経過とともに変わり得るため、原状回復及び返地する時期を見通して確認する必要があります。

iii. 跡地における事業計画

仮置場用地が復興関連事業、土地区画整理や開発事業、道路等のインフラ整備事業、農業基盤整備事業等の計画範囲に含まれる場合、返地後にこれら事業による造成や区画整理等が行われるため、形状復元や機能回復の一部を省略できる場合もあります。

これら事業の実施範囲、施工計画、工程等を十分に把握し、互いの工事に支障をきたさないように調整する必要があります。このため、これら事業の実施主体となる県や市町村等の事業計画・実施部局と密に連携し、互いの計画や工程に関する情報を常に共有できるように努めます。

（２）工作物の撤去・現場発生材の処理

除去土壌等の撤去が完了した後、引き続いて、仮置場を構成する工作物を撤去し、現場発生材を処理します（表 4-18 参照）。

現場発生材の処理に当たって、土木建設資材となり得る物（遮へい土や底部保護層の敷砂、基礎の盛土材、通路の砕石、雨水排水溝のコンクリート二次製品等）は、可能な限り近傍の復興事業等における再利用を図るようにします。ただし、これらを再利用に供する際は、必要に応じて放射性物質による汚染がないことを確認するものとします。

なお、補助金等により取得した現場発生材を処理する際、財産に該当するものは、関係法令（※１）に基づき、財産処分上の手続きを行う必要があります。

※１：補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び関係下位法令等

表 4-18 現場発生材の例

発生材の由来	処理の対象物（例）
除去土壌等保管 場所の工作物に 由来する発生材	・シート類（上部被覆シート、遮水シート等） ・容器類（耐候性大型土のう、フレキシブルコンテナバッグ等） ・現場発生土（遮へい土、間詰め土等） ・集水設備（集水排水管、集水タンク等） 等
外周の工作物に 由来する発生材	・柵（フェンス、パネル板）、掲示板 ・雨水排水溝（ベンチフリューム、U字溝等） ・通路の敷砂利 等

(3) 工作物撤去後の調査・測量・試験

仮置場の施工及び供用により、その土地には様々な負荷がかかるため、施工時の意図的な地形改変とは別に、除去土壌等及び工作物を撤去した後、土地の形状等が従前の状態からどのように変化しているかを確認します。

具体的には、まず、工作物撤去後の土地が放射性物質で汚染されていないかを確認します。多くの仮置場は、設置前に除染を行っている上、施工中及び除去土壌等保管中に土地が再汚染されないような構造になっていますが、万一の場合を想定し、与条件を問わずすべての場合において、工作物撤去後に汚染の有無を確認することが必要です。

また、仮置場の施工や供用は、土地に大きな上載荷重を与えることから、表層地盤の沈下、表層部の土層の圧密・硬化、地下埋設物の損傷等を生じている可能性があります。こうした事象が懸念され、かつ跡地利用に支障をきたし得る場合、地表面の形状や表土層の状態等を確認するための調査・測量を行います。

このほか、農地を使用している仮置場においては、長期の耕作休止に伴う地力低下が懸念される場合もあります。これに関しては、土壌を採取して成分を分析し、耕作に必要な地力が保たれているかどうかを確認します。

工作物撤去後の土地で懸念される事象と、それぞれの事象の発生状況を確認するための調査・測量・試験の手法を、表4-19に記します。

表4-19 工作物撤去後の土地で懸念される事象と、確認するための調査等の手法

懸念される事象	発生原因	調査等の手法
工作物撤去後の土地の放射性物質汚染	・ 除去土壌等の搬入出中 又は保管中に、放射性物質が漏出	・ 一定密度で地表面の放射線量を測定、又は表土を採取し、放射能濃度を測定 ・ 補助的に、面的調査が可能な手法により、局所的汚染箇所を抽出
地表面の沈下、不陸	・ 重機による作業や運搬車両の通行による荷重 ・ 保管物の上載荷重	・ 地表面の測量
表土層の圧密、硬化	同上	・ コーン貫入試験等
構造物の変状	同上	・ 目視確認等
地力低下	・ 長期間の休耕	・ 表土を採取し、土壌成分等を分析

i. 工作物撤去後の土地汚染状況調査

通常の仮置場は、仮置場用地の表土層が放射性物質で汚染されない構造及び管理手法としていますが、万一、除去土壌等の搬入出中または保管中に放射性物質の漏出が発生した場合、表土層が放射性物質で汚染されるおそれがあります。このため、除去土壌等及び工作物を撤去した後の土地に局所的な汚染が生じていないかを確認します。

測定点は、除去土壌等を置いていた範囲の中心及び各四隅1点ずつを選定することを基本とします。ただし、除去土壌等を撤去した後に底面の遮水シートに欠損が生じていたり、保管中に浸出水の溢水が生じたりしている箇所がある場合は、これらが局所的汚染の発生原因となり得るため、除去土壌等保管中のモニタリング（浸出水等の計測・処理）記録も参照しつつ、測定点の選定時に考慮します。

測定方法は、測定点においてシンチレーション式サーベイメータ等により空間線量率及び表土中の放射性物質濃度（又は表面汚染密度）を測定することを基本とします。また、局所的汚染が懸念される場合、その範囲の特定等に、面的に放射線量を把握する手法を補助的に活用し、効率化を図ることも考えられます。

なお、測定結果は必ず記録し、汚染箇所が確認され表土の除去等を行った場合の施工結果と合わせて、原状回復終了後の返地時に、土地所有者に状況や処理経過を説明できるようにします。

※ 仮置場施工前に除染等の措置を施していない場合は、局所的な汚染の有無にかかわらず、原状回復時に除染相当の措置を行う必要があるか否かを、空間線量率を計測して判断する必要があります。

ii. 沈下・不陸の確認【地表面の測量】

仮置場として使用されることが多い地目として、公共用地（公園、学校や運動施設のグラウンド等）、雑種地（駐車場等）、農地（水田、畑）が挙げられます。これらの土地を返地後に従前どおりに使うには、土地が水平かつ平坦であること（水田の場合は「均平化」という。）が要求されることが一般的です。また、こうした土地は通常、1㎡当たり数トンの荷重を与えるような環境下に置かれることは稀ですが、仮置場の施工時には大型クレーンによる作業やダンプカーの通行があり、さらに、施工完了後は除去土壌等の保管容器が複数段積み上げられるため、通常の土地使用条件下では経験することのない大きな上載荷重を受けることになります。

これらの影響による地表面の沈下、不陸等の発生状況を確認するため、地表面の地盤高を測量によって求めます。

具体的には、除去土壌等が置かれていた場所や、重機の作業・運搬車両の通行が行われていた場所を勘案し、それらの影響を評価できるように縦横断線を配置して測量地点を設けます。水田の場合は、上記に加え、田面と用排水路の高さの関係が重要なため、これらの関係が評価できる測量地点の設定も必要です。

測量結果は、縦・横断面図、標高分布図、等高線図などの形状に整理し、復旧工事の実施設計に供する資料とします。

iii. 圧密・硬化の確認〔コーン貫入試験、耕土深調査〕

表土層そのものが土地利用にとって重要な地目として、農地（作物生育の場）、森林や公園（植物が繁茂する場）、グラウンド（利用者が快適に運動する場）などが挙げられます。こうした地目が機能を発揮するには、表土層の適度な硬さ（締まり具合）が重要になりますが、仮置場として施工及び供用される間に、沈下や不陸の発生と同様、通常は経験することのない上載荷重を受けることによって、表土層が圧密・硬化してしまう可能性が考えられます。

このため、圧密・硬化が懸念される場合、該当範囲において表土層の圧密・硬化の状態を確認します。

具体的な調査方法は、除去土壌等が置かれていた場所や、重機の作業・運搬車両の通行が行われていた場所を対象に、それらの影響を評価できる調査地点を選定し、コーン貫入試験（主にポータブルコーン貫入試験）等を実施します。

特に農地の場合は、表層部の耕土が過度に硬化している場合、作物の生育や耕起等の作業に支障をきたすおそれがあるため、作物の根の伸長、耕起等の深度を勘案した試験深度を確保します。さらに、圧密・硬化の状態によっては、復旧工事の仕様を決定するうえで耕土層の深度分布を把握することも必要なため、地目や利用形態に応じた耕土深調査（水田の場合は 15cm 以上、畑の場合は 20cm 以上）を必要に応じて行います。耕土深調査は、バックホウや人力で表土層を掘削し、想定される耕土深よりも 10 cm 程度深部まで土層の重なりを観察できる土壌断面を設けて、耕土層や基盤土層の分布深度・層厚を識別します。

グラウンドや公園等においては、表土層が過度に圧密・硬化している場合、土地の利用に支障をきたすおそれがあるほか、透水性の低下による排水不良も懸念されるため、それぞれの土地の用途、形状、表土層の条件に応じた試験を行います。

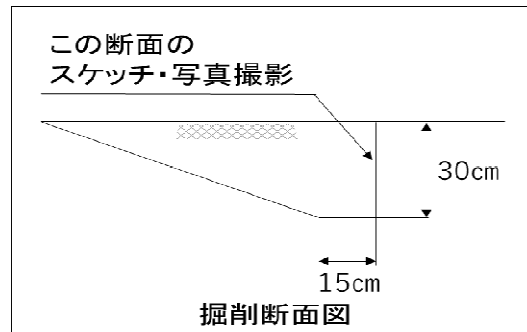


図 4-15 農地の深度 30cm までの耕土深調査を行う場合の掘削断面の例



掘削後、目視観察状況



掘削面の状況（水田）

図 4-16 耕土深調査状況及び掘削面状況

iv. 構造物の変状の確認〔目視確認等〕

通常、仮置場では除去土壌等の保管を安全に行うため、施工時に敷地を均して盛土を行うことが多いですが、その際に、元々設置されている構造物を埋設したり一時撤去したりする場合があります。具体的には、グラウンドや公園等においては敷地内道路や排水路等が、農地においては耕作道、畦畔等が該当します。

こうした構造物が盛土の下に埋設された場合、地上を重機・輸送車両等が通行する等により、損傷や変形が生じている可能性があります。農地では、排水対策として耕土層の下に暗渠の管が敷設されていることもありますが、上載荷重を受けると暗渠に損傷や変形等を発生する可能性が高くなります。

工作物撤去後に地表面の沈下が認められた場合は、表層地盤の歪みにより、これら構造物に損傷や変形等をきたしていることが考えられます。農地やグラウンドに多く見られる暗渠の状態を調査するには、掘り起こして目視で状態を確認したり、高さを計測して排水勾配を確認したりする方法が考えられます。

v. 地力低下の状況確認〔土壌分析〕

農地については、長期にわたる仮置場としての供用（休耕）により、表土（耕土）の地力低下や性状変化が生じている可能性があるため、返地後に耕作を再開する等の予定があり、跡地の表土（耕土）条件が問われる場合は、工作物撤去後に土壌を採取し、地力の判断に必要となる項目を分析します。仮置場設置前に表土削り取りを伴う除染が行われ、原状回復時に客土する必要がある場合は、客土材についても同様の分析を行います。

公園や森林においても、植生回復が必要でありながら地力低下が懸念される場合は、同様に土壌採取及び分析を行います。

これらの分析結果に基づき、地力回復の必要性や、回復すべき程度を判断します。

(4) 復旧工事の施工

i. 復旧工事における復旧手法と設計

(3) で述べた工作物撤去後の調査等の結果と、(1) で述べた与条件に基づき、原状回復するために必要な復旧手法の選定、復旧工事の設計を行います。(3) の調査等において確認された土地の状況に応じて、表 4-20 に示す復旧手法が適用例として挙げられます。

表 4-20 工作物撤去後の土地の状況に応じた復旧手法の例

事象区分	工作物撤去後の土地の状況（確認された事項）	要求される復旧	復旧の手法
土地の汚染	・局所的な（仮置場設置前より）高い放射線量又は放射能濃度	・放射線量（放射能濃度）の低減	・「第2編 除染等の措置に係るガイドライン」の「IV. 土壌の除染等の措置」を参照
沈下・不陸	・土地の利用に支障をきたす沈下・不陸・傾動等	・高さの調整 ・平坦化	・沈下・不陸の復旧、嵩上げ ・整地、平坦化
圧密・硬化	・耕土層を含む表層地盤の圧密・硬化	・土の硬さの調整	・砕土
構造物の変状	・道路、水路、畦畔・暗渠等の破損・変形	・復元 ・機能回復	・既設構造物の復旧
地力低下	・地力低下や土壌成分の変化	・一定の地力回復	・地力回復材の散布 ・耕起

ii. 雑種地等（特に公園、グラウンド等）における復旧工事の施工手順

仮置場に供されている雑種地は、空き地や資材置き場、駐車場のよう、土地が平坦であれば表土層の状態はあまり問われない場合と、グラウンドや公園のように、表土層の締まり具合や粒度、地力等が問われる場合があります。

返地後の跡地利用において支障をきたさないようにするには、工作物撤去後の土地の状況を調査した後、跡地に対して土地所有者が求める土地の平坦度や表土層の状態について、十分に確認するようにします。

具体的な復旧工事は、工作物撤去・現場発生材の処理を行った後、表 4-21 の手順で行います。

表 4-21 雑種地等（特に公園、グラウンド等）における復旧工法の手順

工種	適用される条件	手法
汚染箇所の処理	- 除去土壌等及び工作物の撤去後の土地に放射性物質汚染箇所が確認された場合 - 仮置場施工前に未除染である場合	- 汚染箇所に対しては、「第2編 除染等の措置に係るガイドライン」の「IV. 土壌の除染等の措置」を踏まえた措置を実施 - 仮置場施工前に未除染である場合は、必要範囲で上記の措置を実施
沈下・不陸の復旧、嵩上げ	沈下や不陸が発生し、跡地利用上、それを復旧し平坦化する場合	- 沈下分を代わりの土で補充（粒度等、跡地の用途に適した性質のものを選定する）、嵩上げによる高さ調整 - 軽微な沈下や不陸であれば、表土層を攪拌、適度に転圧して復旧できる場合あり
埋設・撤去した既設構造物の復旧	仮置場施工時に埋設や撤去を行った既設構造物の修復、復元、機能回復が必要な場合	- 完全に撤去した場合、又は修復困難な損傷を生じている場合は、従前と同等の形状、構造、材料により復元 - 軽微な損傷の場合は、修復
暗渠の復旧	上載荷重や重機作業の負荷により暗渠の破損、機能損失が発生している場合	破損、機能損失箇所を掘り起こし、再施工（暗渠管が破損している場合は交換）
整地、平坦化	跡地利用に支障をきたす不陸が残る場合	地表面を均して平坦に整地
植生回復、芝張り等	（公園等で）植生回復や芝の張り直しが必要な場合	- 植生回復や芝の張り直し - 汚染に対する措置や沈下の補充のため客土する場合は、土質に注意する（客土の地力増進が必要となる場合あり）

※ 汚染箇所の処理を除き、各工種について土地所有者が作業を求めないことで合意形成している場合、当該工種は省略することが可能。

※ ただし、公園や公共駐車場など一般公衆の用に供する場合は、跡地利用に支障がないか慎重に判断することが必要。



図 4-17 復旧工事の施工手順（学校のグラウンドの例）

iii. 農地における復旧工事の施工手順

農地においては、原状回復し返地された後、水稻や畑作等の耕作が行われるため、あらゆる地目の中でも、表土層の性状が大きく問われることになります（以下、農地における表土層を「耕土」と称することとします）。

また、返地後の耕作又は保全管理の方針によって、求められる復旧形状や機能回復の程度も異なってくるため、（３）で確認される工作物撤去後の土地の状態を踏まえ、土地所有者（必要に応じて、耕作や保全管理の受託者、地元自治体等を含む）と十分に協議し、返地後の作業に支障が生じないように図ることが重要です。復旧工事には専門性の高い項目が多いことから、工事の実施設計及び施工に係る検討・作業を、農

業土木や土壌分野に精通した者や、当該分野において経験のある者に委ねたり支援を受けたりすることが望まれます。耕土の状態を見極めながらの復旧工種も多いため、施工中も必要に応じて土地所有者（あるいは耕作や保全管理の受託者、地元自治体等）に現地確認を求めたり相談したりすることで、復旧後の不具合の発生リスクを低減できるとも考えられます。

農地の復旧工種は多岐にわたりますが、具体的には表 4-22 の手順で施工します。

表 4-22 農地における復旧工法の手順

工種	適用される条件	手法
汚染箇所の処理	- 除去土壌等及び工作物の撤去後の土地に放射性物質汚染箇所が確認された場合 - 仮置場施工前に未除染である場合	- 汚染箇所に対しては、「第2編 除染等の措置に係るガイドライン」の「IV. 土壌の除染等の措置」を踏まえた措置を実施 - 仮置場施工前に未除染である場合は、必要範囲で上記の措置を実施
沈下・不陸の復旧、嵩上げ	沈下や不陸が発生し、跡地利用上、それを復旧し平坦化、高さ調整する必要がある場合	- 一般的には、沈下分を代わりの土で補充、嵩上げによる高さ調整（可能な限り耕土は表層に残し、補充土は下部に埋設。なお、粒度等は耕作に支障がない性質のものを選定する） - 軽微な沈下や不陸であれば、耕起することで復旧できる場合あり - 水田の場合は、用排水路と田面の高さの調整が必要
埋設・撤去した既設構造物の復旧	仮置場施工時に埋設や撤去を行った既設構造物（耕作道、用排水路、畦畔等）の修復、復元、機能回復が必要な場合	- 完全に撤去した場合、又は修復困難な損傷を生じている場合は、従前と同等の形状、構造、材料により復元 - 軽微な損傷の場合は、修復
暗渠の復旧	上載荷重や重機作業の負荷により暗渠の破損、機能損失が発生している場合	破損、機能損失箇所を掘り起こし、再施工（暗渠管が破損している場合は交換）
砕土	上載荷重や重機作業の負荷により、耕土の圧密、硬化が発生し、耕作に支障がある場合	耕土厚を確認した上で、硬化した耕土を破碎（ブルドーザー等の建設機械やトラクタを使用）

客土	仮置場施工前に表土削り取りを行った場合（通常は、表土削り取り後に客土を入れずに仮置場施工に移行）	客土材の搬入、施工 ※客土材の選定・搬入時には、粒度組成に留意し、礫が混入する場合は除礫が必要
整地、平坦化	跡地において耕作を行う上で支障をきたす不陸が残る場合	- 地表面を均して平坦に整地 - 水田の場合は、湛水状態で耕起を行うことにより、圃場整備事業と同等の精度の平坦化（湛水均平）が可能
地力回復材の散布、耕起	跡地において耕作を行う上で支障をきたす地力低下が認められる場合	保肥力や地力を増進するため、必要に応じて地力回復材を散布し、耕起

※ 汚染箇所の処理を除き、各工種について土地所有者が当該作業を求めないことで合意形成している場合、当該工種は省略することが可能。

※ ただし、耕作道、水路、畦畔等の構造物は、通行や水利等の面で周囲の圃場に影響するものであるため、関係者間での合意形成が必要。

表 4-22 に示す工種のうち、農地に特有といえる「砕土」「整地・平坦化」「地力回復材の散布、耕起」の各工種について、留意事項、使用機械等を、表 4-23、表 4-24、表 4-25 に例示します。

表 4-23 砕土の施工例

種別	建設機器使用	農耕機械使用
適用・留意事項	- 刃の部分に「爪」を取付加工したブルドーザーやバックホウを使用 - 顕著な硬化や小区画の農地等においては効率的	- ロータリー方式 - 砕土深さの精度確保に適し、広範囲の施工には効率的
作業写真	 ※バックホウに刃を取付けた例	

表 4-24 整地・平坦化の施工例

種別	乾土状態での整地	湛水均平
適用・ 留意事項	・ 使用機械（例）：ブルドーザー ・ 水田の簡易な整地、畑の整地に適用	・ 使用機械（例）：湿地ブルドーザー ・ 水田の圃場整備と同等精度の均平（±35mm 精度）に適用 ・ 用水確保が必要
作業写真		

表 4-25 地力回復材の散布、耕起の施工例

種別	地力回復材の散布	耕起
適用・ 留意事項	・ 予め土壌成分やイオン交換容量を分析し、過度の散布にならないよう配慮	・ 散布した資材をすき込み ・ 耕土の攪拌により、地力回復を助長
作業写真		

（５）復旧後の空間線量率測定及び仕上がり確認

復旧工事が完了した後に、校正されたシンチレーション式サーベイメータ等を用いて、空間線量率を測定します。測定点は、仮置場造成前、除去土壌等保管中、及び工作物撤去後の局所的な汚染状況調査の線量測定の地点を考慮し、適切に設定します。

工程上は、仕上がり確認を行う直前（すべての工事が終了した後）に行うことが望ましく、この測定終了後、土地所有者に原状回復の仕上がりの確認を求め（原則として現地立会とします）、原状回復工事を終了します。

各測定点における空間線量率等を含め、当該仮置場の施工、除去土壌等の保管及び原状回復に係る調査結果、管理・施工記録等の情報は、土地所有者をはじめ、跡地利用に関わる者や周辺地域の住民等に対し、必要時には提示することができるように、記録・保存します。

表 4-26 復旧工事後における空間線量率測定と、記録・保存すべき情報

空間線量率の測定	・各測定点における空間線量率を測定します。 ・仮置場施工前、もしくは仮置場における除去土壌等保管中の日常管理・点検における空間線量率測定と、できるだけ同じ箇所・条件で測定を行います。
記録・保存	下記情報を、土地所有者や関係者がいつでも見られるように記録・保存します。 ・除去土壌等を保管していた箇所、保管量、保管期間 ・各測定点における空間線量率、汚染状況調査の結果 ・原状回復工事の内容・施工年月日、施工者 ・原状回復後の土地の状態

文末脚注

*1 : 施設の安全評価では、除去土壌の放射能濃度や量、施設の仕様、安全管理の内容を踏まえて、施設の周辺に住む人（「公衆」）や作業者が被ばくする様々な過程（「被ばくシナリオ」）を想定し、これらの被ばくシナリオに基づいた公衆や作業者の被ばく線量を計算し、あらかじめ定められたレベル*2を満足することを確認する。

*2 : 放射性廃棄物の保管に伴う被ばくは ICRP Publ. 103 における「計画被ばく状況」であり、公衆の線量拘束値は操業中については 1mSv/y 以下。また、原子力安全委員会「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について（平成 23 年 6 月 3 日）」によると、処理等に伴い周辺住民の受ける線量が 1mSv/年を超えないようにすることとされている。

*3 : 原子力安全委員会「第二種廃棄物埋設の事業に関する安全審査の基本的考え方（平成 22 年 8 月）」、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」参照。ただし、保管施設の操業中は施設敷地内での居住や掘削行為、農耕や畜産といった特定行為をはじめ、公衆の立ち入りも制限されることを前提とした。

*4 : 作業者に対する放射線防護のための対策については、厚生労働省の「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」及び「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」*5を参照。本ガイドラインで述べる「線量」あるいは「被ばく」は公衆を対象とする。また、除去土壌の収集及び施設までの運搬に係る公衆の放射線防護のための対策に関しては、別途、「第 3 編 除去土壌の収集・運搬に係るガイドライン」に示す。

*5 : 最終改正版の内容についてはそれぞれ以下を参照。

「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H23/H23F19001000152.html>

「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000029897.html>

*6 : 除去土壌から発した放射線が上空で散乱されて地上に達する放射線（スカイシャイン

ガンマ線）や施設の周囲からの直接ガンマ線。

*7 : 表 4-1 及び表 4-2 は、覆土（密度 1.5g/cm^3 ）による遮へいがある場合（厚さ 30cm）と遮へいが無い場合でのスカイシャイン及び直接線評価結果を参考としたもの。例えば、3 万 Bq/kg の除去土壌を $20\text{m} \times 20\text{m} \times 2\text{m}$ に積み上げて保管する場合（地上施設）、年間の追加外部被ばく線量が 1mSv 以下となる離隔距離は、側面を遮へいした状態（遮へいを行わない地下施設の場合を参照）では 8m であるが、側面を遮へいしかつ覆土されていない面積が $10\text{m} \times 10\text{m}$ を超えないようにした場合は 6m、30cm 厚の覆土が完了した後は 1m、40cm 厚の覆土が完了した後は 0m となる。除去土壌に含まれる放射性核種は Cs-134 と Cs-137 のみとして、それらの放射能比を 1 : 1 と仮定している。除去土壌の放射性セシウム濃度は平均 3 千 Bq/kg、平均 8 千 Bq/kg、平均 3 万 Bq/kg 及び平均 10 万 Bq の 4 通りとし、施設の形態としては地上施設と地下施設の 2 通りを想定した。また、施設の規模（縦×横×高さ（深さ））は地上及び地下施設についてそれぞれ $2 \times 2 \times 1\text{m}$ 、 $5 \times 5 \times 2\text{m}$ 、 $10 \times 10 \times 1\text{m}$ 、 $20 \times 20 \times 2\text{m}$ 、 $50 \times 50 \times 2\text{m}$ （10m）、 $200 \times 200 \times 2\text{m}$ （10m）の 6 通りを仮想した。地上施設については、 $20 \times 20 \times 4\text{m}$ 、 $50 \times 50 \times 4\text{m}$ 、 $100 \times 100 \times 4\text{m}$ の 3 通りについて、追加の計算を行った。（協力：（独）日本原子力研究開発機構）

また、表 4-2 では、地下保管における覆土完了後において離隔距離が 0m（覆土の上における年間の追加外部被ばく線量が 1mSv 以下）となる覆土厚さも示している。例えば、平均放射能濃度が 8 千 Bq/kg の除去土壌を地下に保管して 30cm の厚さの覆土をした場合、覆土の上における年間の追加被ばく線量は 1 ミリシーベルト以下となる。（無限平板を模擬した半径 500m の円柱体系、評価点は表面から 1m の位置、Cs-134 と Cs-137 の放射能比を 1 : 1 と仮定（「埋設処分における濃度上限値評価のための外部被ばく線量換算係数」 JAEA-Data/Code 2008-003））

福島第一原子力発電所施設近傍で汚染した土壌等、放射性セシウム以外の放射性物質を有意に含む除去土壌を対象とする場合は、必要に応じて個別の安全評価を行い、必要な遮へい又は離隔距離を確保する必要がある。

*8 : 文部科学省による土壌モニタリングデータと福島県小学校土壌モニタリングデータの及び空間線量率のデータをもとに 2011 年 6 月 1 日の値に換算し、得られた回帰式 “ $\text{Log}(\text{空間線量率}) = 0.815 \times \text{Log}(\text{Cs 濃度}) - 3.16$ ”（（独）原子力安全基盤機構）によると、年間 20 ミリシーベルトに相当する空間線量率である毎時 3.84 マイクロシーベルトの場合に対応する土壌中の放射能濃度は約 39,000Bq/kg。

*9 : 例えば、フレキシブルコンテナの種類としてランニング形とクロス形がある（JIS Z 1651

による。この他、JIS 適合確認されていない土のうに類するバッグも市販されている。使用にあたっては、保管の条件に適していることを確認した上で選択する必要がある）。保管が一定の期間にわたる場合や、水分を多く含む廃棄物や比較的重量のある廃棄物については、クロス形を二重にすることやランニング形等の耐久性の高いものを用いることが望ましい。また、風雨や紫外線にさらされる屋外等で保管する場合には、UV 加工のクロス形やランニング形等、耐候性に優れたものを選択することが望ましい。

*10：耐候性（紫外線）等について

フレキシブルコンテナ

- ・フレキシブルコンテナは JIS Z 1651 で定義されており、クロス形、ランニング形等の種類がある。耐候性については、JIS B 7753 に定義される耐候性試験器等による試験を行い、一定以上の強度を保持していることを確認しているものが市販されている。例えば、日本フレキシブルコンテナ工業会の自主規格においては、900 時間の耐候性試験を行い、初期強度の 70%を維持していることを確認するなどしており、3 年程度の保管後においても、重機による収集・運搬等に耐えうるように設計されている。

大型土のう

- ・大型土のうの耐候性については、JIS B 7753 に定義される耐候性試験器等による試験を行い、一定以上の強度を保持していることを確認しているものが市販されている。例えば、一般財団法人 土木研究センターの『「耐候性大型土のう積層工法」設計・施工マニュアル』に適合しているものは、900 時間の耐候性試験後に 240N/cm 以上の引張強度を維持することを確認するなどしており、3 年程度の保管後においても、重機による収集・運搬等に耐えうるように設計されている。

遮水シート

- ・遮水シートの性能劣化の主要因は紫外線による劣化とされているが、これまで、15 年以上の耐久性が確認されている。さらに、土中での使用であれば紫外線による劣化もなく、廃棄物最終処分場においては埋立開始から 30 年以上の使用実績がある。（出典：日本遮水工協会）
- ・紫外線が原因の劣化や施工時の重機等による傷、鳥類による傷が想定される。
- ・また、施工時に接合部に注意が必要である。

*11：「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する

規則」における廃棄物埋設施設の巡視及び点検を参考。

*12：原子力安全委員会「環境放射線モニタリング指針」（平成 22 年 4 月一部改訂）によると、

- (1) 1 基のモニタリングポストから経時的に得られる測定値のように、良く管理された条件のもとで有意な測定値が多数得られた場合には、この測定値を統計処理し、過去の測定値の平均値±（3×標準偏差）を平常の変動幅とするものとする。
- (2) (1)の方法により決定することが困難な場合には、過去の測定値の最小値から最大値までの範囲を平常の変動幅とすることができる。